

## 平成22年度 第1回 高松市美しいまちづくり審議会 資料



## ～ 美しいまちづくり基本計画の策定に向けて ～

目次	頁
1 はじめに	1
01. 美しいまちづくり基本計画策定の背景・目的と位置づけ	1
(1) 美しいまちづくり基本計画策定の背景・目的	
(2) 美しいまちづくり基本計画の位置づけ	
(3) 美しいまちづくり基本計画の構成(案)	
02. 上位・関連計画と本市におけるこれまでの取組	3
(1) 上位計画	
(2) 関連計画	
(3) 美しいまちづくりに係るこれまでの取組	
2 高松市で育まれた景観の特性と課題	8
01. 高松市の景観要素(H21年度基礎調査より)	8
(1) 市民アンケート調査結果(概要)	
(2) 事業者アンケート調査結果(概要)	
(3) 主な景観要素(自然/都市・集落/歴史/文化)	
02. 高松市固有の景観構造	14
03. 美しいまちづくりに向けた課題と取組事例	15
(1) 景観形成に関する本市の課題と他都市の取組事例	
(2) 環境美化に関する本市の課題と他都市の取組事例	
(3) 協働のまちづくりに関する本市の課題と他都市の取組事例	
3 美しいまちづくり基本計画策定等のスケジュールについて	21

平成22年8月31日(火)

高 松 市

1-01

美しいまちづくり基本計画策定の背景・目的と位置づけ

1. 美しいまちづくり基本計画策定の背景と目的

◇ 量の充足から質の向上へ ～美しいまちづくりへの要請～

我が国においては、高度経済成長時代を通じて、物の豊かさや都市の基盤整備が進んだものの、結果としてそれぞれの地域で培ってきた景観が損なわれるとともに、全国どこへ行っても変わらない景観が生み出されてきたといえます。それは、単に良好な景観が失われるということだけでなく、地域への誇りや愛着の喪失をも生み出しました。

これに対して、昭和40年代後半から、生まれ育った地域の景観を大切にしようという動きが起こり、全国各地の地方自治体において、自主的な景観などに関する条例の制定、景観に関する計画の策定、大規模建築物等に関する誘導基準に基づく景観形成などが行われてきました。

◇ 総合的な美しいまちづくりの実現に向けて ～高松市美しいまちづくり条例～

本市では、景観法制定（平成16年6月）前から「美しいまちづくり」に積極的に取り組み、「高松市都市景観条例」の制定（平成5年3月）、「高松市都市景観基本計画」の策定（平成6年2月）、「高松市環境美化条例」の制定（平成9年3月）を行うなど、良好な都市景観の形成と環境美化の推進に取り組んできました。

また、「美しいまちづくり」に関連する市民との協働にも早くから着手し、「高松市環境美化都市推進会議」の発足（昭和54年11月）、「高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱」（平成7年2月）の制定など、様々な活動を展開してきました。

このような中、近隣6町との合併による市域拡大に伴う新たな地域資源や景観要素を生かし、さらに魅力ある美しいまちづくりの実現を図るため、都市景観と環境美化に関する施策を一体的に推進する基本条例として、「高松市美しいまちづくり条例」を平成21年12月に制定しました。

この条例においては、美しいまちづくりに関する基本理念や、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な実施を図り、自然・都市・歴史・文化の調和した「だれもが暮らしたい、訪れたい」と感じるまちとすることが定められています。

これを受け、本市において美しいまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「良好な景観の保全・形成・創出」「環境美化の推進」「市民等との協働」の実現に向けた基本計画として、「高松市美しいまちづくり基本計画」を定めるものです。

2. 美しいまちづくり基本計画の位置づけ

◇ 総合的な「美しいまちづくり」施策の基本となる計画

美しいまちづくり基本計画は、総合計画に掲げる目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向け、「高松市美しいまちづくり条例」に基づく、美しいまちづくりに関する施策の基本となる「マスタープラン」としての性格を有するものです。

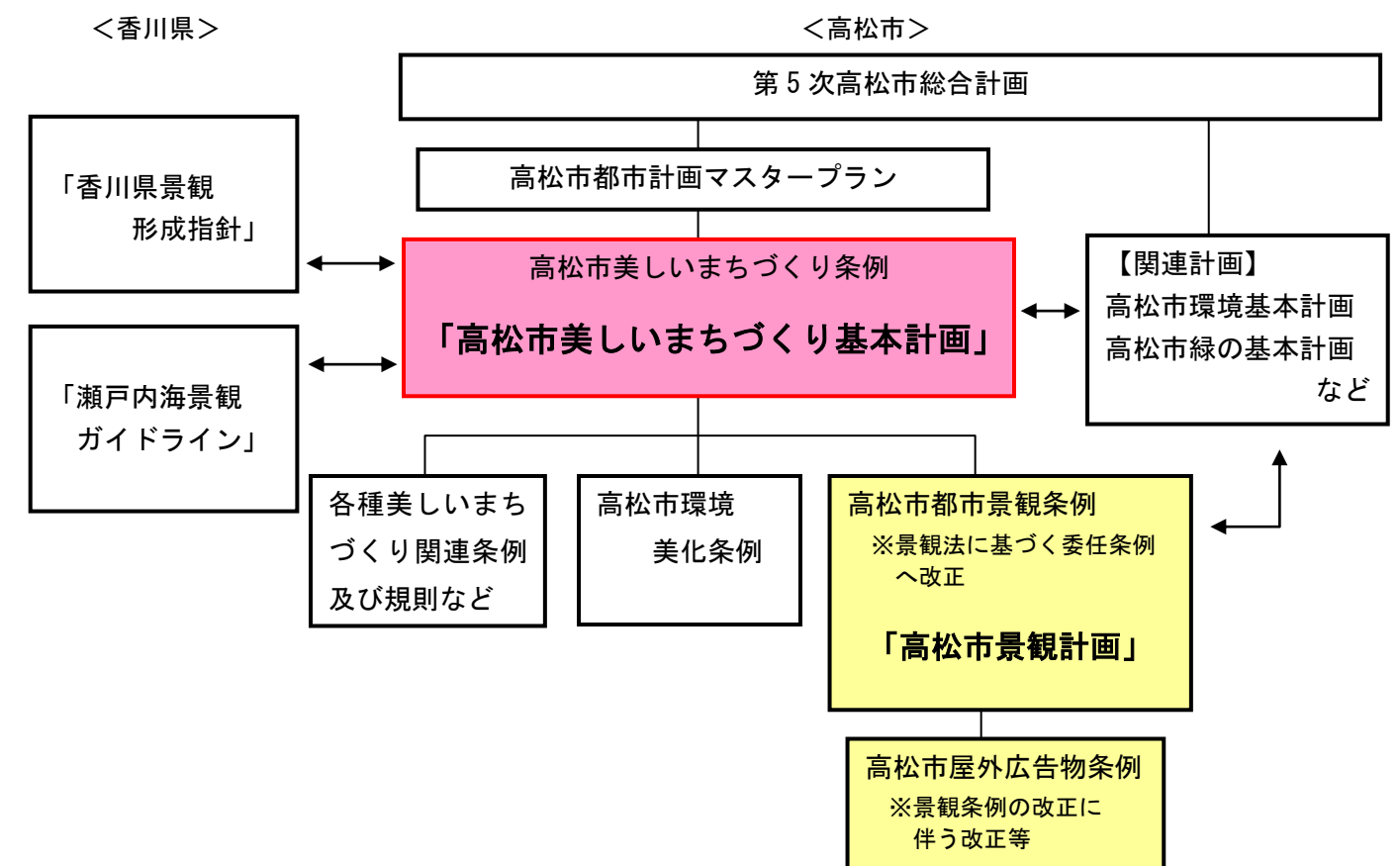
また、策定に当たっては、香川県が策定している「香川県景観形成指針」および「瀬戸内海景観ガイドライン」を踏まえるとともに、上位計画である「第5次高松市総合計画」、「高松市都市計画マスタープラン」、関連計画である「高松市環境基本計画」、「高松市緑の基本計画」等との整合を図るものとします。

◇ 美しいまちづくりの実現に向けた「高松市景観計画」による景観コントロール

「美しいまちづくり基本計画」の策定後には、美しいまちづくりの実現化方策の一つとして、これまで自主条例で取り組んできた建築物等に対する良好な景観形成に向けた規制・誘導を基に、景観法に基づく「高松市景観計画」を策定することとします。

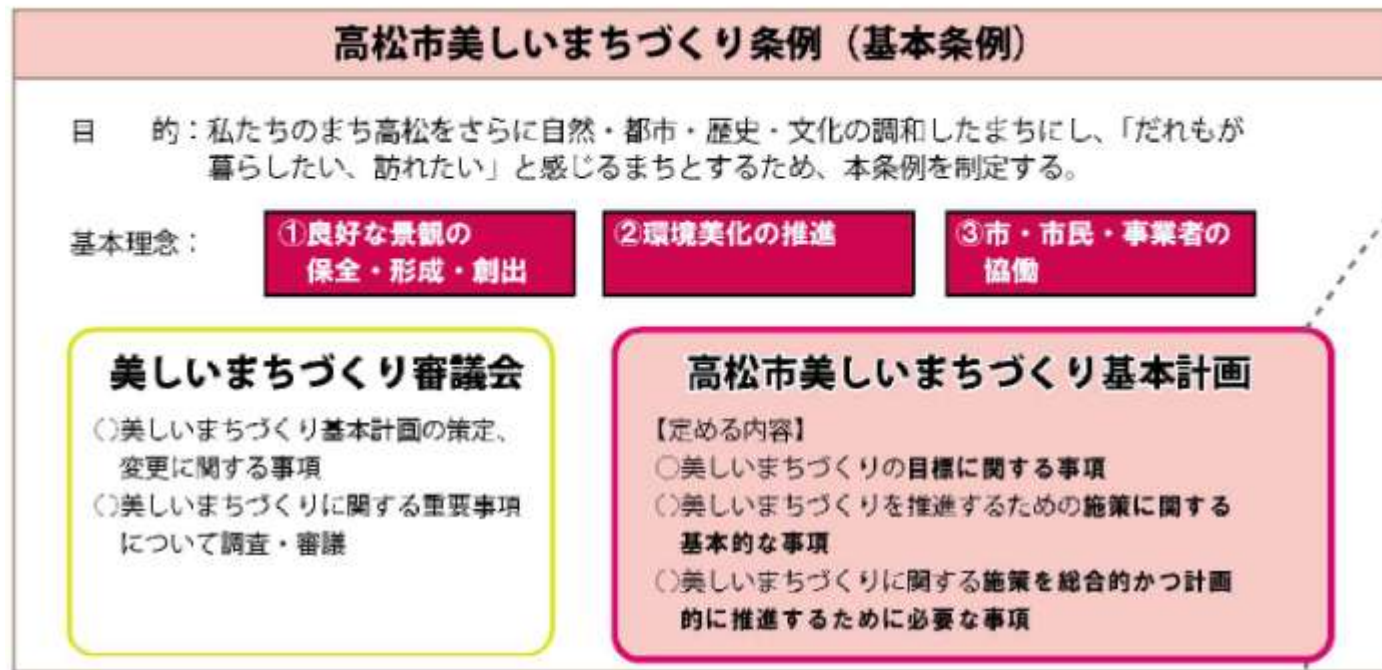
この景観計画の策定により、建築物や工作物、開発行為等に対する強制力を併せ持つ規制・誘導が可能となるとともに、景観重要建造物や樹木の指定により、個々の景観上の重要な地域資源の保全を図ることが可能となります。

▼高松市美しいまちづくり基本計画の位置づけ

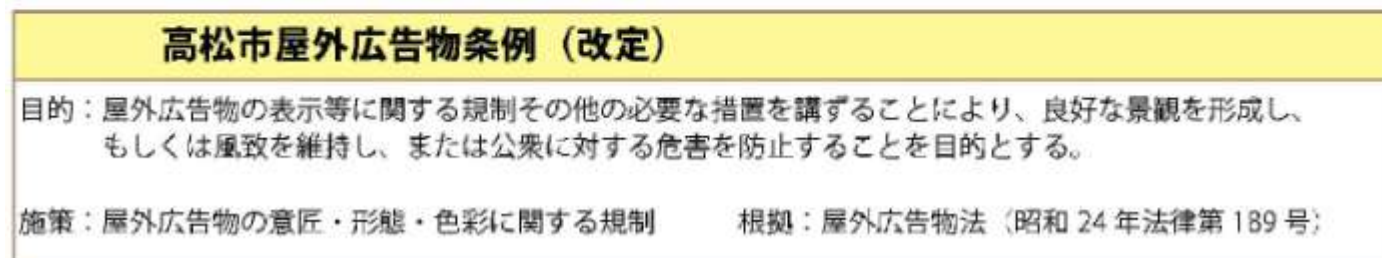
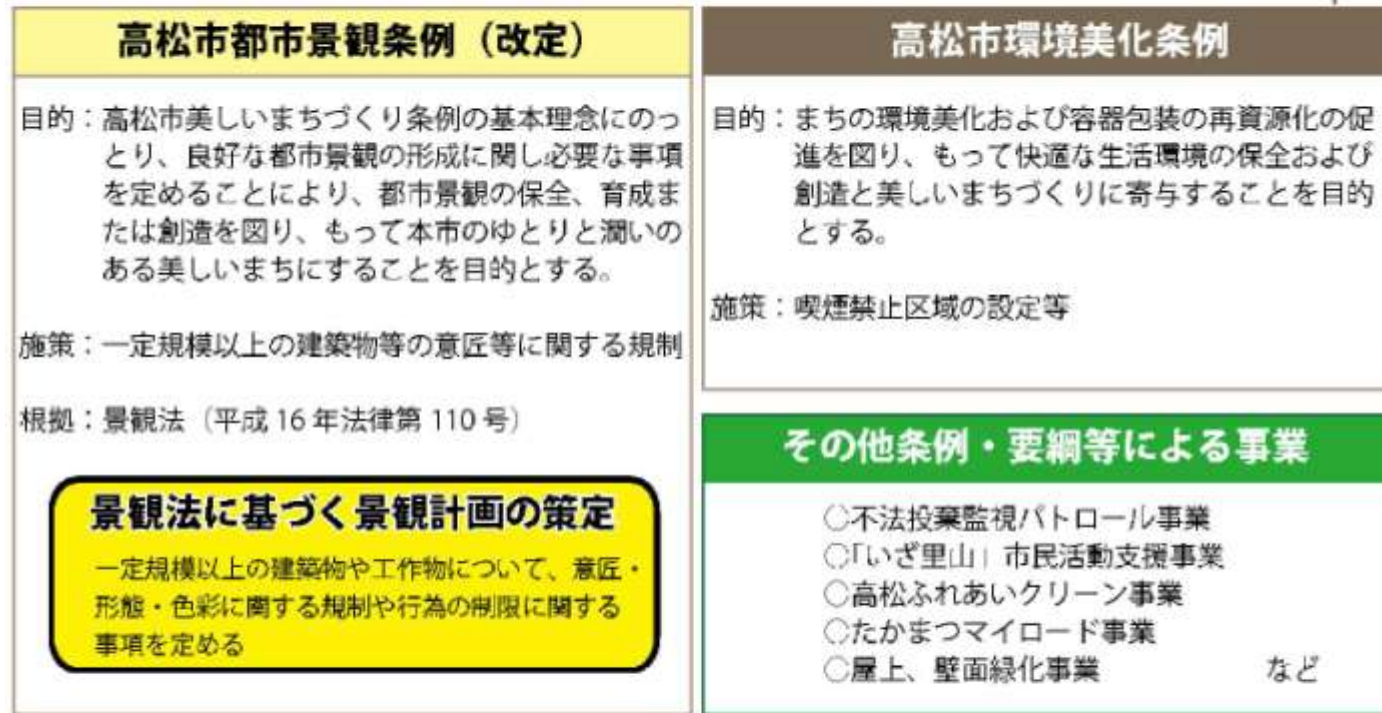




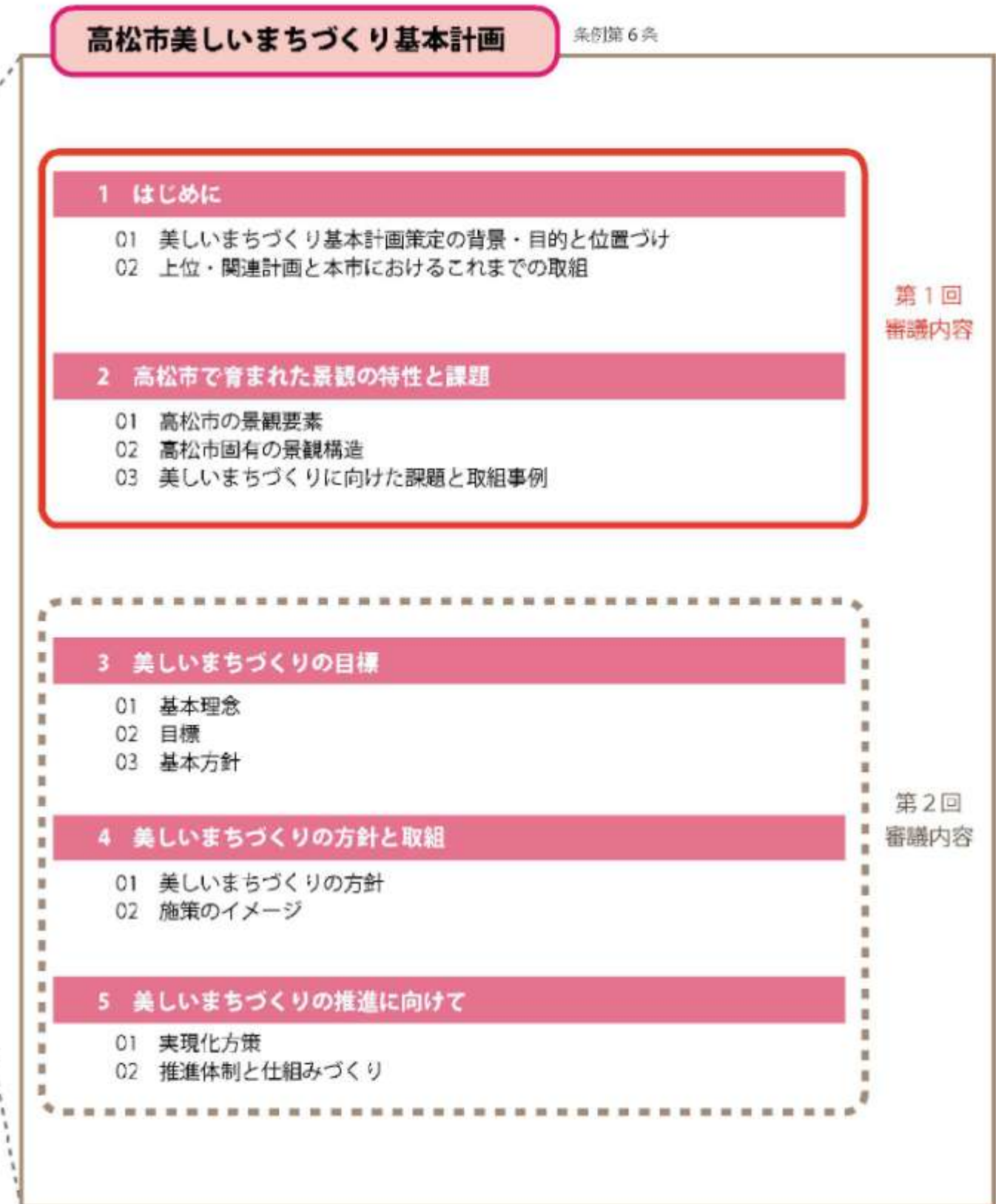
■「高松市美しいまちづくり条例」と「美しいまちづくり基本計画」の位置づけ



基本計画に定める目標を推進するための方策



3. 美しいまちづくり基本計画の構成（案）





1-02

上位・関連計画と本市におけるこれまでの取組

(1) 上位計画

①高松市：第5次高松市総合計画（平成20年2月策定：目標年次 平成27年度）

- 1) 目指すべき都市像 「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」
- 2) 目標
  1. 心豊かな人と文化を育むまち
  2. 人と環境にやさしい安全で住みよいまち
  3. 健やかにいきいきと暮らせるまち
  4. 人がにぎわい活力あふれるまち
  5. 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち
  6. 分権型社会にふさわしいまち

3) 美しいまちづくりに関する方針

①環境美化に関する方針 <まちづくりの目標2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち>

■環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

- ・一人一人が地球環境問題への認識を深められるよう、効果的な意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を展開する
- ・資源・エネルギーの有効利用の推進や、身近な自然環境の保全、環境汚染防止の推進、環境保全意識の啓発など、環境保全活動を推進する。
- ・一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策に取り組む。

【関連施策】

- 環境保全活動の推進
- 不法投棄の防止

■豊かな暮らしを支える生活環境の向上

- ・生活道路・公園の整備、緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査の推進など、生活基盤の整備・充実を図る。
- ・港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図る。

【関連施策】

- 居住環境の整備
- 身近な道路環境の整備
- みどりのまちづくり
- 河川・港湾の整備
- 下水道・合併処理浄化槽の整備

②景観形成に関する方針 <まちづくりの目標5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち>

■拠点性を発揮できる都市機能の形成

- ・本市の都市文化の創造拠点として整備したサンポート高松など中心市街地の機能強化を図る
- ・魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進する再開発を推進し、人々の回遊性を高める歩行者空間の整備に努めるなど、中心市街地の活性化に努める。

【関連施策】

- 中心市街地の活性化

■計画的な市街地の形成

- ・コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図る。

【関連施策】

- 適正な土地利用の推進
- 地域における拠点性の確保

■魅力ある都市空間の形成

- ・承継すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進する
- ・世界に誇れる瀬戸内海や日本三大水城の一つである高松城跡の保存整備など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努める。

【関連施策】

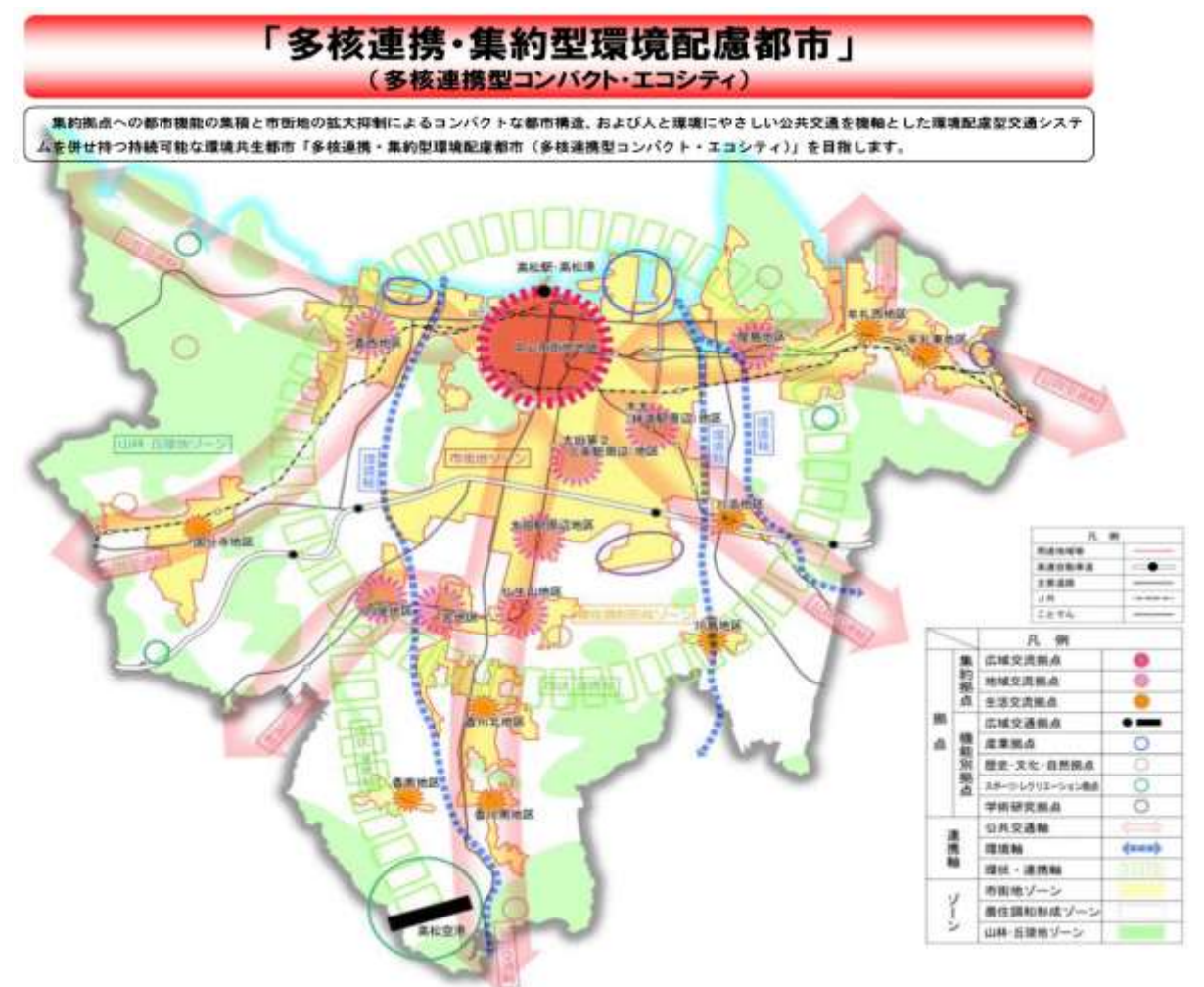
- 地域に即した都市景観の創出

②高松市：高松市都市計画マスタープラン（平成20年12月策定：目標年次 平成40年度）

- 1) 対象区域 都市計画区域
- 2) 将来都市構造 「多核連携・集約型環境配慮都市（多核連携型コンパクト・エコシティ）」
- 3) 土地利用の基本方針
 

都市的土地利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都心部における高次・複合都市機能の集積立地</li> <li>②市街地における定住環境の充実</li> <li>③郊外部への都市機能の拡散抑制</li> <li>④拠点地域における多様な都市機能の集積立地</li> </ul>
自然的土地利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①郊外部における豊かな田園環境の保全</li> <li>②市街地の背景となる山林・丘陵地の保全</li> </ul>

▼将来都市構造図



4) 都市環境・景観形成の方針

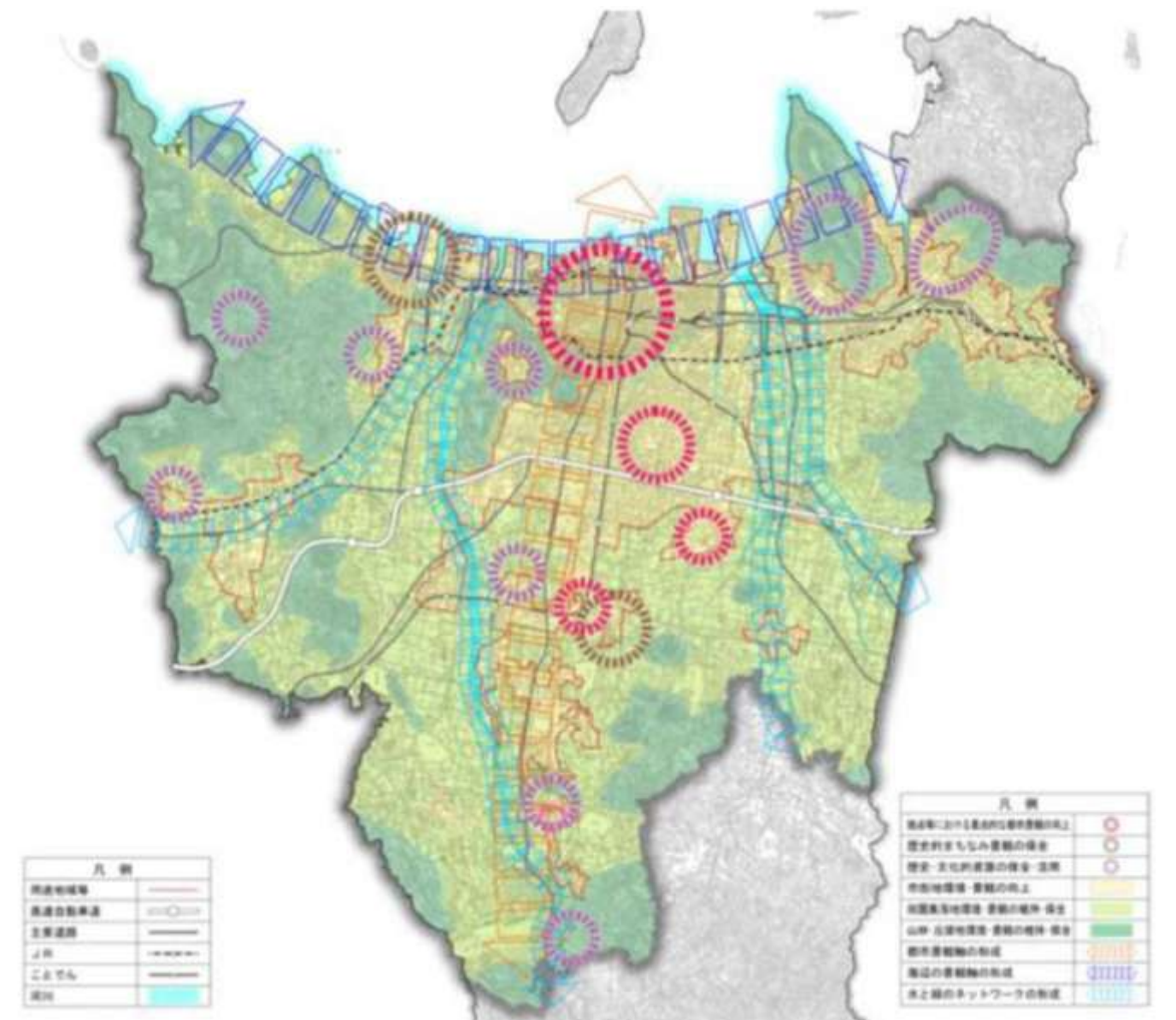
分野	方針
広域交流拠点、各地域交流拠点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の顔及び地域の顔としてふさわしい都市景観の形成を図るため、景観法の活用等により、商業空間や歴史的資源との調和した地域の個性を活かした都市景観の形成を図る。</li> <li>・集積する公共公益施設や民有地の一体的な緑化を図るとともに、セットバックなどによるゆとりのある空間を創出し、連続性のある都市景観の形成を図る。</li> </ul>



分野		方針
市街地環境・景観	商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力的で賑わいのある都市景観を創出するため、商業・業務地の連続性を確保するような景観の誘導に努める。</li> <li>格調と個性豊かな都市景観の形成を図る。</li> </ul>
	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に合わせた住宅地景観の誘導を目指し、周辺の住宅と調和のとれたまちなみの形成による快適性の向上を図る。</li> <li>緑豊かな住宅地の景観保全・修景に努める。</li> <li>土地区画整理事業等の整備に合わせ、地区計画等の導入により景観の向上を図る。</li> </ul>
	工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境との調和を図り、活力及び特色ある工業地景観を創出する。</li> <li>地場産業の工場が立地している地区では、地場産業の特色を活かした魅力ある景観の創出に努める。</li> </ul>
	道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の都市構造を形成する幹線道路等は、四国の中核都市にふさわしい景観形成に努める。</li> <li>中心市街地内の幹線道路は、舗装・照明・案内等の美化とともに電線類の地中化等を図るなど、特色ある道路景観の形成に努める。</li> <li>街角では、広場等を形成するとともに、緑化等による都市空間のアクセント化を図る。</li> </ul>
歴史的まちなみ	仏生山地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も引き続き歴史的なまちなみを保全するとともに地域住民との協働によるまちづくりを進める。</li> </ul>
	香西港地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的まちなみや寺院や商店街が残っており建物と一体となった港の景観づくりが必要であり、古いまちなみと一体となった落ち着いた水辺景観と新たな市街地の観光地づくりを推進する。</li> <li>隣接する芝山の緑地の保全及び眺望点の確保を図る。</li> </ul>
歴史・文化的資源		<ul style="list-style-type: none"> <li>讃岐国分寺跡、屋島寺、八栗寺の神社仏閣などの歴史的資源や五色台野外活動センターなどの文化施設、栗林公園、玉藻公園、峰山公園、源平屋島合戦の史跡など歴史・文化的資源が各地に多く残されており、これらの保存・保全を図るとともに、地域の活性化のために有効活用する。</li> </ul>
田園・集落地環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能等の役割に配慮しつつ、適切な保全に努める。</li> <li>農業を通じて自然や人との交流を楽しむための場を創出する。</li> </ul>
山林・丘陵地環境・景観		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園地域や高松風致地区などは、今後も保全を図っていくとともに、市街地周辺においては、必要に応じて法規制を図るなど良好な樹林地の保全に努める。</li> <li>地域住民等の協力による身近な樹林地の維持管理の促進や、教育・レクリエーションの場を提供する生活環境保全林の整備を推進し、人が森林・里山とふれあえる快適な空間を創出する。</li> <li>森林の公益的機能を発揮させるため、健全な森林の維持管理に努めるとともに、土砂流出の抑制を図る治山対策を進めます。</li> </ul>
都市景観軸 (国道30・11・193号)		<ul style="list-style-type: none"> <li>高松市の骨格となる道路であり、市民のみならず来訪者も多く利用する道路であることから、利便性が高く、街路樹等の多い快適な道路空間づくりを推進する。</li> <li>道路沿道の建築物などにおいては、街路樹、高さ、色彩、素材などで連続性や統一性を持たせるなど周辺のまちなみとの調和に配慮しながら魅力的な景観形成に努める。</li> </ul>
海辺の景観軸 (サンポート高松を中心としたシーフロント)		<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域において各々の特性を活かした景観形成を図る。</li> <li>サンポート高松を中心とした北浜から大の場に至る海岸線において、海浜散策路・緑地の整備を推進するなど、各地域の連携による臨海部全体として「シーフロント」にふさわしい統一感のある景観形成に努める。</li> </ul>

分野		方針
水と緑のネットワーク		<ul style="list-style-type: none"> <li>河川は、身近にふれあえる貴重な水辺空間となっており、散策、遊び場として活用されるよう、自然環境の保全と親水空間の整備を図る。</li> <li>「風の道」ともなり、都市の温暖化（ヒートアイランド現象）対策として効果が期待されることから、公園や緑地等、市街地内の緑の拠点を河川水系や街路樹で結び、水と緑のネットワークの形成を図る。</li> </ul>
自然		<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部における緑化は、ヒートアイランドの防止をはじめ、市民、来訪者にとっても憩いと安らぎを不える要素であり、未活用地（ビルの屋上・壁面、高架下等）に自然空間を創出し、自然の再生と共生を図る。</li> <li>公園や学校施設等においては、ビオトープ空間の確保に努め、水と緑のネットワークとともに生態系のネットワーク化を推進する。</li> </ul>
市民参加		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地においては、官民の協力により街路樹や花壇の整備等施設緑化に努め、市域全体として水と緑の連続性が確保できるよう、生態系保全のネットワーク形成に努める。</li> <li>緑地協定の活用や生垣設置の助成制度の活用等により都市緑化を促進し、緑豊かな生活環境の形成を図る。</li> </ul>

▼都市環境・景観形成の方針図





(2) 関連計画

①高松市：高松市環境基本計画（平成20年3月策定：目標年次平成27年度）

1) 将来都市像と基本目標

①望ましい環境像

「土と水と緑を大切に作る環境共生都市 たかまつ」

「土」「水」「緑」など自然を大切にし、市民・事業者・行政が協働して環境に配慮した行動に努め、将来の市民が環境の恵みを受けられる、持続的発展が可能な社会を築くことを目指します。

②基本目標

- 健康的で安全な生活環境をつくります
- 身近な自然環境を守り育てます
- うるおいとやすらぎのある都市環境を創造します
- 環境への負荷の少ない循環型社会を築きます
- 地球環境の保全に貢献します
- 環境保全への理解と取り組みの意欲を高めます

2) 美しいまちづくり関連施策（抜粋）

施策の柱	施策の項目
21 自然環境の保全と創造	211 豊かな自然環境の保全 212 身近な自然環境の調査
32 身近な緑の保全と創造	321 都市公園等の整備 322 緑化の推進 323 環境に配慮した公共工事への取組
33 景観・歴史文化の保全	331 美しいまちの形成 332 歴史・文化的財産の保存活用
41 廃棄物の減量と適正処理の推進	411 ごみに対する意識の改革 412 ごみ処理の適正化 413 不法投棄の防止
61 環境にやさしい人材の育成【重点施策】	611 環境教育・環境学習の推進 612 学校教育活動の推進 613 自主的な環境保全活動の促進

②高松市：高松市緑の基本計画（案）（平成22年9月改定予定：目標年次平成40年度）

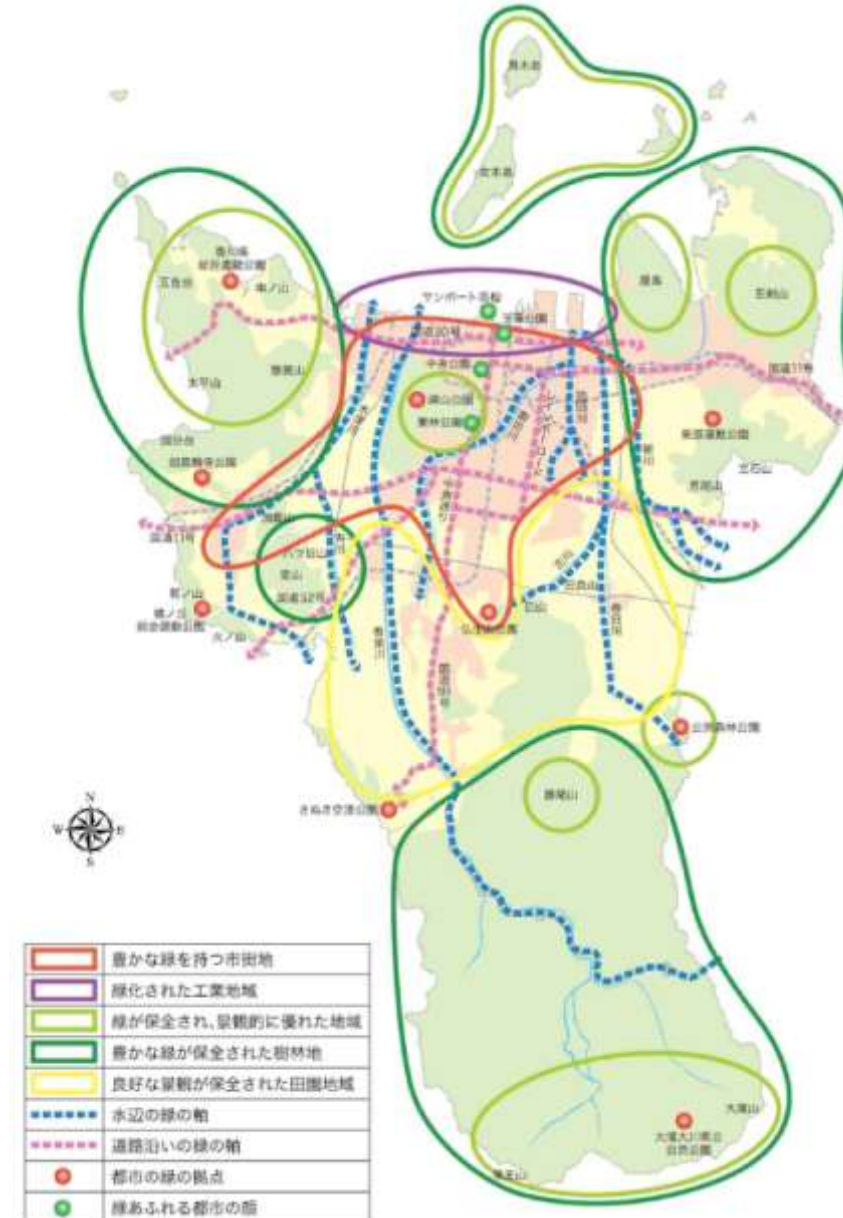
1) 基本理念

みどりあふれる 人と環境にやさしい 安全で住みよいまち 高松

2) 緑の将来像

- ① 豊かな緑を持つ市街地
- ② 緑化された工業地域
- ③ 緑が保全され、景観的に優れた地域
- ④ 豊かな緑が保全された樹林地
- ⑤ 良好な景観が保全された田園地域
- ⑥ 身近な公園のある都市
- ⑦ 緑の軸
- ⑧ 都市の緑の拠点
- ⑨ 緑あふれる都市の顔

▼緑の将来像図



▼基本方針と施策

- 基本方針1**  
みどりをまもり、つたえる まちづくり  
(緑の保全)
- 骨格となる緑の保全
  - 地域の歴史・文化資源と連携した緑の保全
  - 公園・緑地の維持管理
  - 農地の保全と活用
- 基本方針2**  
みどりをつくり、育てる まちづくり  
(公園・緑地の整備・緑の創造)
- 公園・緑地の整備
  - 安全・安心な生活空間の保全・創出
  - 公共公益施設の緑化
  - 家庭・民間施設の緑化
  - 道路の緑化
- 基本方針3**  
みどりの環境と共生する まちづくり  
(自然環境に配慮した緑の保全・創造)
- 温暖化対策の推進
  - 深いのある親水空間の整備・保全
- 基本方針4**  
みどりをみんなでふやし、育てる まちづくり  
(緑の普及・啓発・市民参加)
- 市民参加の促進
  - 緑化支援体制の充実
  - 緑の普及啓発

③香川県：香川県景観形成指針（平成19年3月策定）

1) 景観づくりの目標 あたたかさと歴史・風土が育む、みどりと融和した美しい香川づくり

あたたかさ	香川県のあたたかな気候特性に加え、お遍路さんへの接待に象徴される人のあたたかさなどによって育まれた良好な景観を保全します。
歴史・風土	県内に残る史跡・名勝、四国八十八箇所霊場などの歴史的施設や、金毘羅参り、四国八十八箇所巡り、四国の玄関口など、人が往来する歴史・風土を景観づくりに活かします。
みどり	讃岐山脈のみどり、讃岐平野に広がる田園や里山のみどり、みどり豊かな瀬戸内海の多島美など、凝縮されている香川の自然の特徴を活かします。
融和	多様な景観資源が県土に点在する特性を活かし、それらの景観資源がまとまりをもちながら、周辺の景観にとけ込み調和することによって形成される香川らしい景観づくりを目指します。
美しい	香川らしい景観の形成によって、県民が地域に愛着と誇りをもつことができる“美しい香川づくり”を目指します。

2) 景観づくりの指針

①香川らしい景観づくりの指針

＜香川らしい景観＞ 多様な資源が融和した美しい香川づくり

- 自然と歴史の融和
- 歴史と都市・集落の融和
- 都市・集落と自然の融和
- 文化と自然、歴史、都市・集落の融和
- 広域的な重要景観の融和

②分類別の景観づくりの指針

- ＜自然の景観＞ 山から海へ緩やかに広がる讃岐の地形を活かした自然景観づくり
- ＜歴史的な景観＞ 地域の歴史・風土を継承し、活用する歴史景観づくり
- ＜都市・集落の景観＞ 魅力ある生活空間を演出する都市・集落景観づくり
- ＜文化的な景観＞ 人の生活と活動を伝える文化景観づくり

3) 景観づくり推進の基本的な考え方

- これまで培ってきた景観をまもる
- 周辺環境に配慮し、景観をととのえる
- 人とまちなかで、景観をそだてる
- 連携と協働により、景観をつくる

④香川県：瀬戸内海景観形成ガイドライン（平成22年3月策定）

- 1) 対象地域 香川県の瀬戸内海全域
- 2) 基本理念
  - 瀬戸内海特有の自然、歴史・文化の継承と新たな魅力の創出
  - 地域コミュニティの活性化やさまざまな交流による自立した地域の創出
  - 住民、事業者・住民団体、行政などの連携による瀬戸内海にふさわしい景観づくり
- 3) 目標 あたたかさと歴史・文化が育み、重なり合う島々と海と人々の姿が織りなす、美しい瀬戸内海を未来へ

4) 景観づくりの指針

①瀬戸内海の景観づくりの指針

あたたかさ	・瀬戸内海の穏やかな気候や風土に育まれた農村、漁村、オリーブ園、ミカン畑などの瀬戸内海らしい景観や、来訪者をもてなす人々の交流によって生まれる心温まる景観など、あたたかさが感じられる景観づくりを目指します。
歴史・文化	・瀬戸内海は、海路としての固有の歴史・文化の景観や、棚田や農村歌舞伎、地割りが残る路地など人々の手によって守られている「本物の景観」を有しています。 ・目に見える景観だけでなく、歴史的・文化的な価値を住民が学び、その素晴らしさに気づき、誇りに感じる景観づくりを目指します。
重なり合う島々と海と人々の姿が織りなす	・瀬戸内海の多島美は、四季折々、朝に夕に表情を変え、穏やかな海に浮かぶ島々や、背景をなす讃岐山脈などの特異な山容の景観が重なり合って生み出される景観です。 ・これらの珠玉の景観は行政界を越え連担していることから、行政界を越えた連携により、瀬戸内海にふさわしい景観づくりを目指します。
美しい	・瀬戸内海らしい景観づくりを行うことで、「美しい瀬戸内海」を目指します。

②類型ごとの景観づくりの指針

- ＜自然の景観＞ 内海多島美の瀬戸内海の景観を活かした自然の景観づくり
- ＜歴史的な景観＞ 地域の歴史・風土を継承する歴史的な景観づくり
- ＜都市・集落の景観＞ 魅力ある生活空間を演出する都市・集落の景観づくり
- ＜文化的な景観＞ 人の生活と活動を伝える文化的な景観づくり

## (3) 美しいまちづくりに係るこれまでの取組

## ◆ 都市景観形成の取組

- 平成5年3月、都市景観形成のための自主的な条例として「高松市都市景観条例」を制定しました。  
⇒ 本条例に基づき、以下のように良好な景観形成と市民の意識啓発を兼ねた取組を推進してきました。
  - 「高松市都市景観基本計画（現行計画）」の策定（平成6年2月）
  - 「高松市大規模建築物等の誘導基準」の策定（平成6年3月）
  - 「高松市都市景観賞」の創設（平成6年度）
  - 「高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱」の策定（平成7年2月）
  - 「高松市公共施設デザインガイドライン」の策定（平成7年3月）
  - 「仏生山歴史街道都市景観形成地区」の指定（平成15年11月）
  - 「栗林公園周辺における大規模建築物等の誘導基準」の改訂（平成20年3月）
- 平成10年12月には、従来県の所管事項であった「屋外広告物条例」が中核市に移行（平成11年4月）され、本市に事務が移管されたことに伴い、「高松市屋外広告物条例」を制定し、景観に関する施策体系が本市で整うこととなりました。
- 平成16年6月に「景観法」が制定され、平成17年6月の景観法施行に伴い、本市は景観行政を推し進める「景観行政団体」に認定されました。

## ◆ 環境美化の取組

- 平成9年3月に「高松市環境美化条例」を制定しました。  
⇒ 本条例に基づき、以下のような環境美化の取組を推進してきました。
  - 「環境美化月間（毎年10月）」の指定（平成10年度）
  - 「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」の開催（平成19年度）
  - 「歩きたばこ禁止区域」の指定（平成18年6月）
  - 「喫煙禁止区間（旧歩きたばこ禁止区域）」の拡大（平成22年4月）

## ◆ 市民との協働によるまちづくりの取組

- まちづくりは市民との協働が柱になるとの観点から、平成19年4月に「NPOと行政との協働に関する基本計画」を策定し、それらの考え方も踏まえた行政運営の基本条例として、平成21年12月に「高松市自治基本条例」を制定しました。
- 美しいまちづくりの理念を明らかにする「高松市美しいまちづくり条例」においても、「美しいまちづくりの活動を行う団体等との連携協力」を掲げ、活動に対する技術支援や助成を行う仕組みを設けています。

## 【高松市の美しいまちづくりに係る取組の歩み】

年 月	内 容	分類	主体	概 要
平成5年3月	高松市都市景観条例制定	景観	市	景観法施行前の市自主条例、都市景観で定めるべき事項を基本的に網羅している
平成6年2月	高松市都市景観基本計画策定	景観	市	「都市景観条例」に基づく都市景観の基本計画
平成6年3月	高松市大規模建築物等誘導基準策定	景観	市	ガイドラインと届出の義務化
平成6年度	高松市都市景観賞創設	景観	市	平成6、8、11、15、19年度の5回実施
平成7年2月	高松市都市景観まちづくり協議会認定要綱制定	景観	市	景観認定団体の規定と助成措置
平成7年3月	高松市公共施設デザインガイドライン策定	景観	市	都市景観条例に基づく公共施設のデザインガイドライン
平成9年3月	高松市環境美化条例制定	環境	市	環境美化に関する市条例制定
平成10年12月	高松市屋外広告物条例制定	景観	市	屋外広告物に関する権限移譲に伴い、市条例を制定
平成11年4月	中核市に移行	総合	市	
平成15年11月	仏生山歴史街道都市景観形成地区指定	景観	市	都市景観条例に基づく唯一の都市景観形成地区
平成16年6月	景観法制定	景観	国	国による景観法制定
平成17年6月	景観法施行	景観	国	国による景観法施行、高松市は中核市として、景観行政団体に自動認定
平成17年9月	香川郡塩江町を編入	総合	市	
平成18年1月	木田郡牟礼町・庵治町、香川郡香川町・香南町、綾歌郡国分寺町を編入	総合	市	
平成18年6月	歩きたばこ禁止区域指定	環境	市	高松市環境美化条例の追加条項
平成19年3月	香川県景観形成指針策定	景観	県	香川県の景観形成の指針
平成19年4月	NPOと行政との協働に関する基本計画策定	協働	市	市民協働に関する基本計画
平成19年12月	第5次高松市総合計画基本構想策定	総合	市	基本構想を議会可決
平成20年3月	栗林公園周辺における大規模建築物等の誘導基準改訂	景観	市	栗林公園周辺地区を指定し、基準の強化を図る
平成20年12月	高松市都市計画マスタープラン策定	総合	市	都市計画マスタープランで景観形成方針を既定
平成21年12月	高松市美しいまちづくり条例制定	総合	市	景観、環境美化、協働を総合した基本条例
平成21年12月	高松市自治基本条例制定	協働	市	行政運営に関する事項を条例化 平成22年2月15日から施行
平成22年4月	喫煙禁止区域(旧歩きたばこ禁止区域)拡大	環境	市	美しいまちづくり条例制定に合わせて拡大

景観 環境 協働



2-01

高松市の景観要素(H21 年度基礎調査より)

(1) 市民アンケート調査結果 (概要)

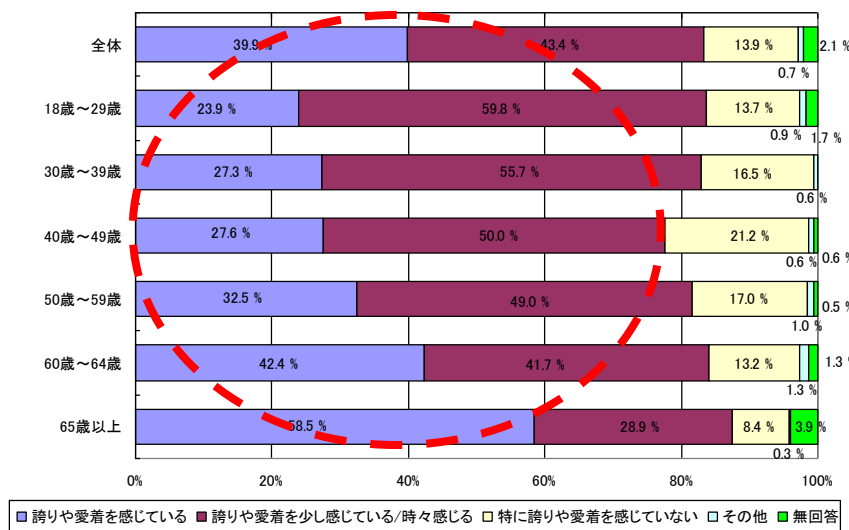
<調査概要>

- 調査対象及び調査方法
  - ・調査対象：18歳以上の市民から3,000人（無作為抽出）
  - ・調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成22年2月12日（金）から平成22年2月25日（木）
- 回収結果：配布数(A)3,000通 回収数(B)1,217通 回答率(B/A)40.6%

①高松の風景・街なみなどへの誇りや愛着

Q. あなたは、高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じていますか？

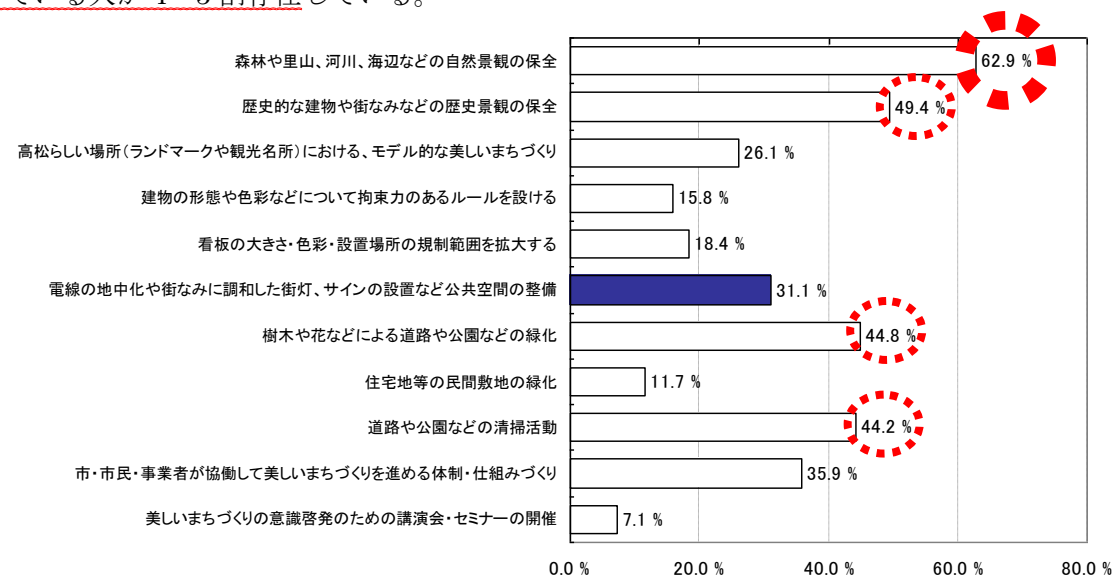
- ・高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じている人がおよそ4割を占めており、少し（時々）感じている人を含めると **8割強が誇りや愛着を感じている。**
- ・年齢が高くなるほど、誇りや愛着を感じている人が多い。



②美しいまちづくりを進めるにあたって

Q. 美しいまちづくりのために今後どのようなことが必要だと思いますか？

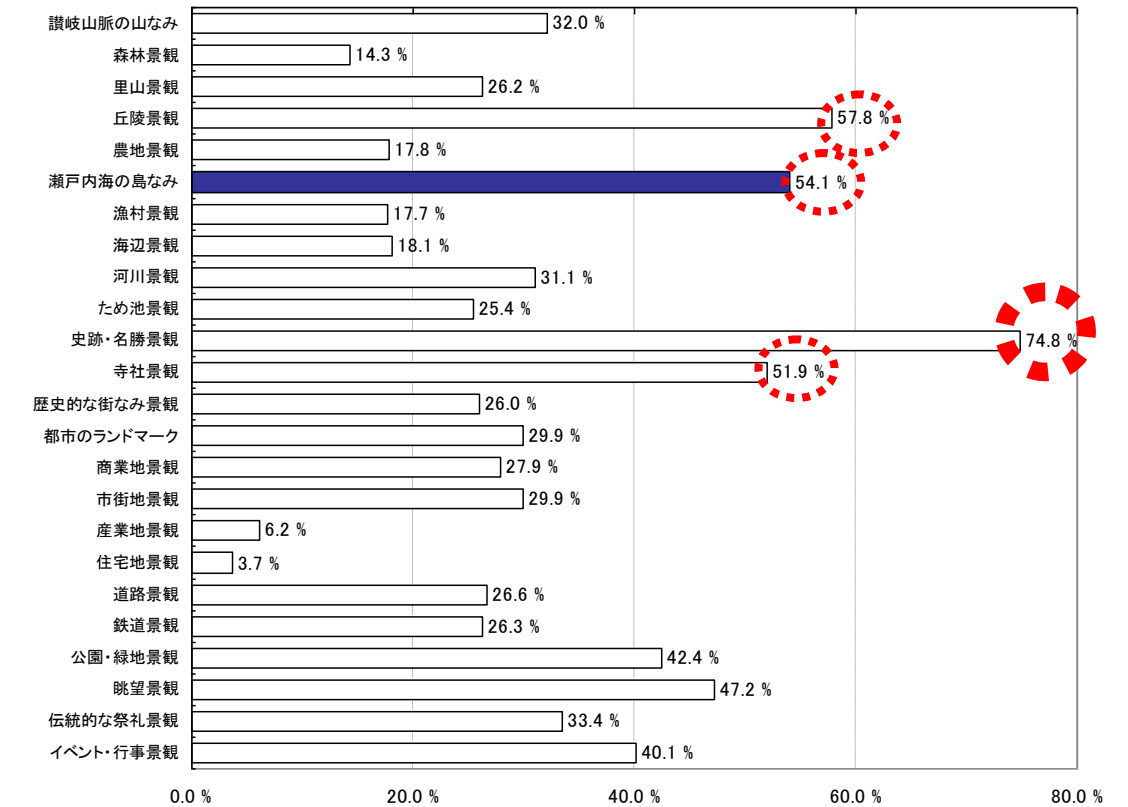
- ・美しいまちづくりのためには、森林や里山、河川、海辺などの **自然景観の保全が必要であると**感じている人が **多く、回答者の6割以上を占めている。**
- ・また、**歴史的な建物や街なみなどの歴史景観の保全、樹木や花などによる道路や公園の緑化、道路や公園などの清掃活動をあげている人が4～5割存在している。**



③高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観

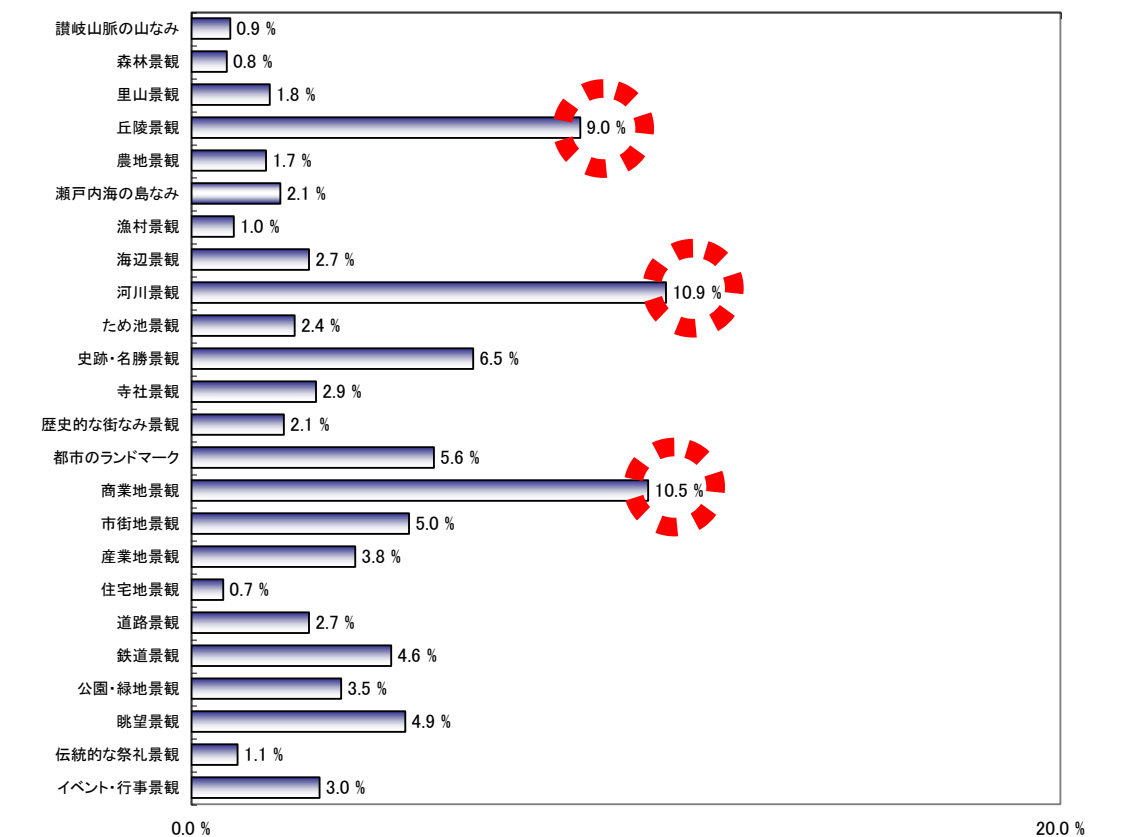
Q. あなたが高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観をお答えください。

- ・ **多くの人が史跡・名勝景観に高松らしさを感じ、守り育てたいと思っており、回答者の7割以上を占めている。**
- ・次いで、**丘陵景観、瀬戸内海の島なみ、寺社景観をあげている人が多く、5割以上にのぼる。**



Q. 特に改善が必要であると感じる景観はありますか？

- ・ **河川景観、商業地景観、丘陵景観をあげている人がおよそ1割存在しており、他の景観より改善が必要であると**感じている人が多くなっている。



(2) 事業者アンケート調査結果 (概要)

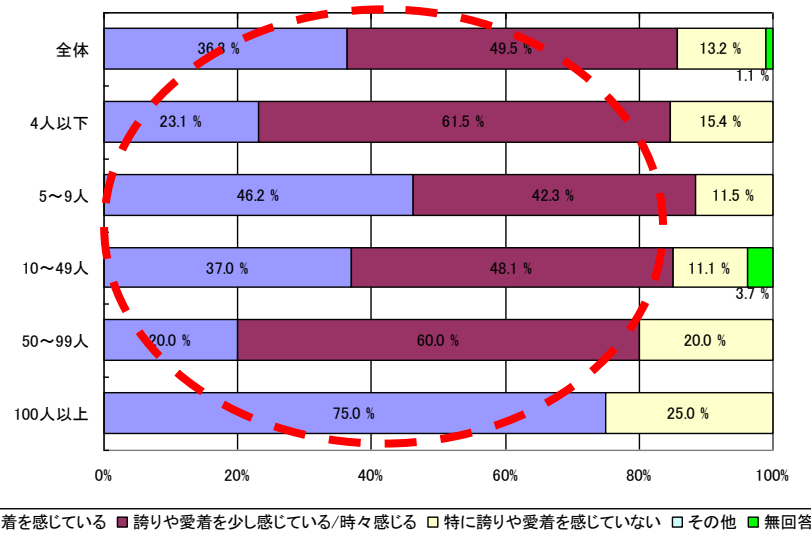
<調査概要>

- 調査対象及び調査方法
  - ・調査対象：市内事業所から 200 社（無作為に抽出）
  - ・調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成 22 年 2 月 12 日（金）から平成 22 年 2 月 25 日（木）
- 回収結果：配布数(A)200 通 回収数(B)91 通 回答率(B/A)45.5%

①高松の風景・街なみなどへの誇りや愛着

Q. あなたは、高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じていますか？

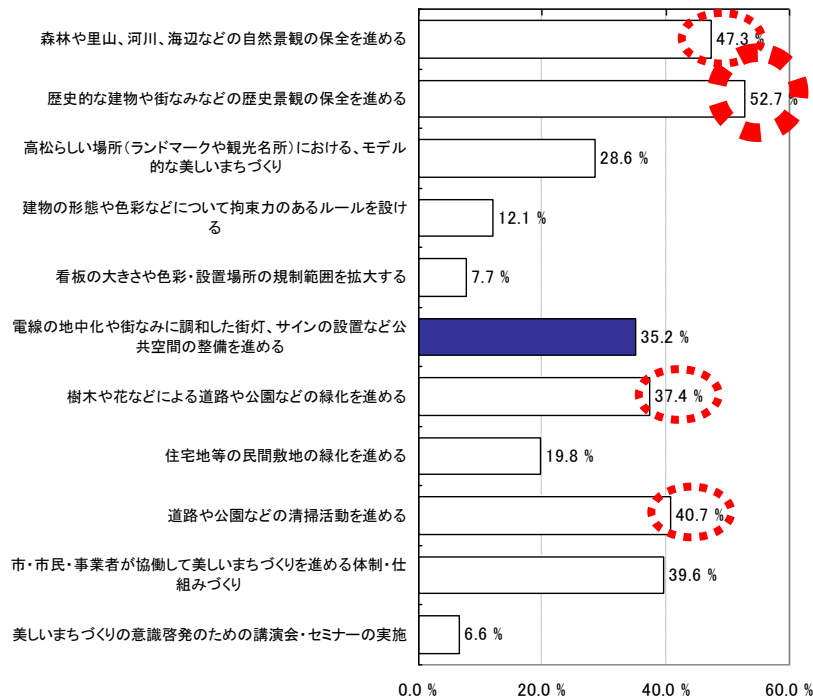
- ・高松の風景・街なみなどに誇りや愛着を感じている事業者が 4 割弱占めており、少し（時々）感じている事業者を含めると **9 割弱が何らかの形で誇りや愛着を感じている。**
- ・事業者の従業員数でみると、それぞれの属性で多少の違いはあるものの、総じて誇りや愛着を感じている傾向が見られる。



②美しいまちづくりを進めるにあたって

Q. 美しいまちづくりのために今後どのようなことが必要だと思いますか？

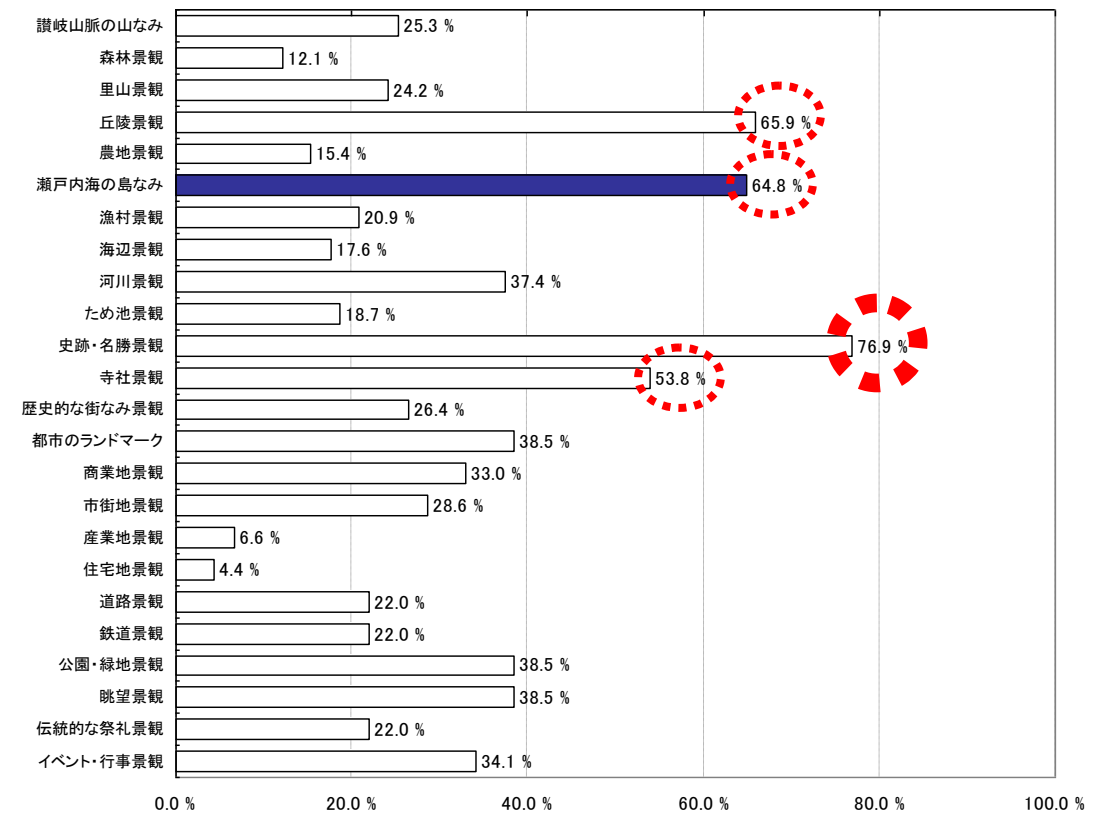
- ・美しいまちづくりのためには、**歴史的な建物や街なみなどの歴史景観の保全が必要であると感じている事業者が多く、回答の 5 割強を占めている。**
- ・次いで、**森林や里山、河川、海辺などの自然景観の保全、樹木や花などによる道路や公園の緑化、道路や公園などの清掃活動をあげている事業者が 4~5 割存在している。**



③高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観

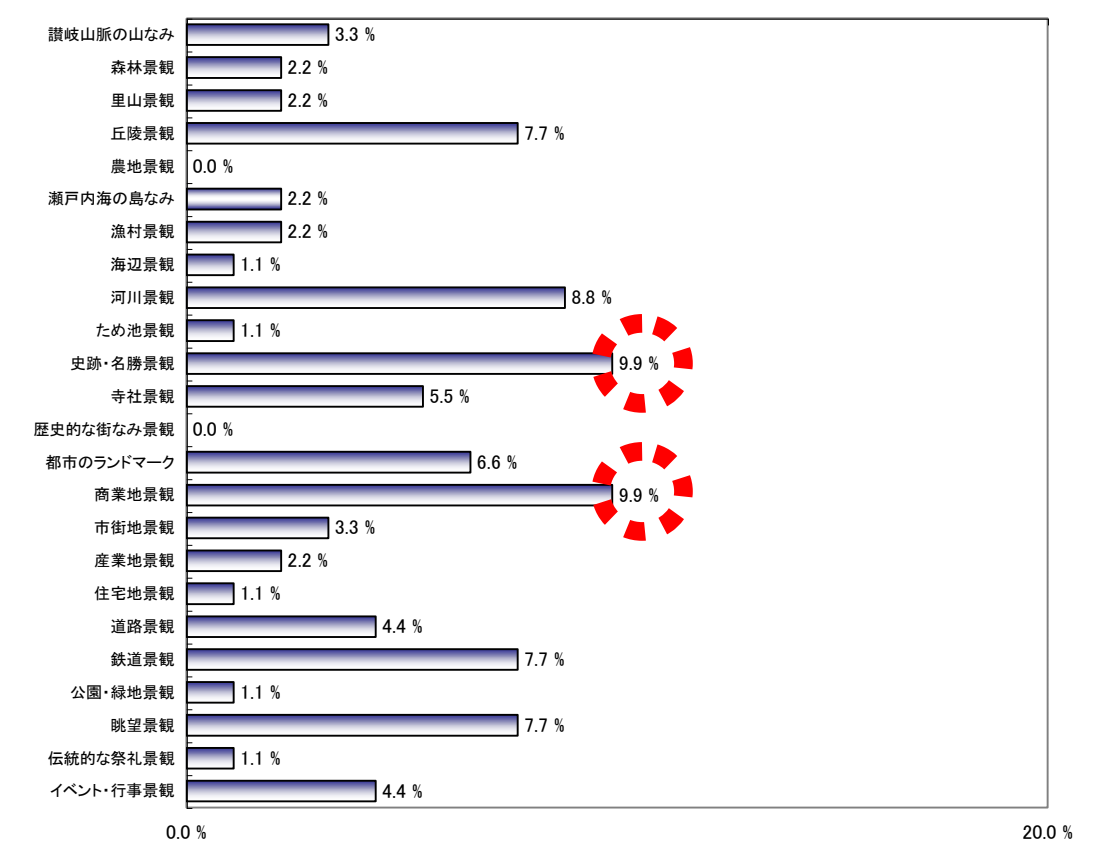
Q. あなたが高松らしさを感じ、特に守り育てたい景観をお答えください。

- ・多くの事業者が**史跡・名勝景観に高松らしさを感じ、守り育てたいと思っており、回答者の 8 割弱を占めている。**
- ・次いで、**丘陵景観、瀬戸内海の島なみをあげている事業者が 7 割弱、寺社景観をあげている事業者が 5 割強存在している。**



Q. 特に改善が必要であると感じる景観はありますか？

- ・**史跡・名勝景観、商業地景観をあげている事業者が 1 割弱存在しており、他の景観より改善が必要であると感じている事業者が多くなっている。**
- ・史跡・名勝景観は守り育てたい景観として多くの事業者にあげられている一方で、改善が必要と感じている。





(3) 主な景観要素 (自然/都市・集落/歴史/文化)

本市の景観形成要素を「美しいまちづくり条例」に基づき、「自然」「都市・集落」「歴史」「文化」の4つの分類ごとに、整理します。

◆ 自然の景観

多様な自然の景観

- ・本市は、かつては瀬戸内海に面した平野部が中心で面積が 194.34 km<sup>2</sup>でしたが、近年の市町合併に伴い、讃岐山脈を含む面積 375.11km<sup>2</sup>まで拡大しました。
- ・その結果として、南に讃岐山脈、北に緩やかに傾斜して広がる讃岐平野、北には、女木島、男木島などの島々が浮かぶ瀬戸内海を臨む良好な景観が形成されています。
- ・平野部には、香東川に代表される幾筋もの河川が讃岐山脈から瀬戸内海へと注ぎ、歴史的に形成されてきた三郎池などのため池が点在し、屋島・五色台に代表される台形状の丘陵が分布するなど多様で特徴的な景観が見られます。

■ 讃岐山脈

< 讃岐山脈の山なみ >

▼ 大滝山



▼ 竜王山



< 眺望、展望 >

▼ 赤子谷からの展望



< 讃岐山脈の森林、渓谷 >

▼ 大滝山山頂ブナ林等樹林



▼ 公淵森林公園の桜並木



▼ 塩江の不動の滝



▼ 竜王山キャンプ場



■ 讃岐平野

< 里山 >

▼ 八栗五剣山



▼ 六ツ目山・伽藍山・万灯山



▼ 日山



< 台形状の丘陵 >

▼ 五色台



▼ 屋島



< 河川 >

▼ 香東川



▼ 春日川



< 眺望、展望 >

▼ 平池堤防からみる馬山・実相寺山の展望



▼ 石清尾からの展望



▼ 屋島からの眺望



▼ 五色台からの眺望



■ 瀬戸内海

< 自然海岸 >

▼ 竹居自然海浜保全地区



▼ 御殿の浜



▼ 塩屋海岸



▼ 舟隠し



< 瀬戸内海の島なみ >

▼ 女木島・男木島



▼ 男木島の柱状節理および岩海



▼ 大槌島・小槌島



< 眺望、展望 >

▼ サンポートから見た瀬戸内海



▼ 屋島から見た瀬戸内海



▼ 浜街道から大槌島展望



▼ 瀬戸内海の島なみ眺望 (一括)





◆都市・集落の景観

四国の中枢都市としての都市景観

- ・四国における陸上・海上交通の要衝として発展した本市は、中枢都市としての都市機能を有した交通拠点や商業・業務の都心景観があります。
- ・また、臨海部を中心に都市的な土地利用がなされ、住宅地、工業地、幹線道路沿道、公園・緑地などに特徴的な美しい景観を有しています。

暮らしと密着した集落景観

- ・豊かな自然とともに、先人達が築き守ってきた農地・田園風景が讃岐平野に広く分布しています。また、讃岐平野には、歴史的に形成されてきた多くのため池が点在しています。山間部には、美しい棚田が多く見られ、島しょ部では、漁村など島自主的な歴史にちなんだ集落が守り受け継がれてきました。
- ・このように、讃岐平野、山間部、島しょ部に暮らしと密着した集落景観が点在し、自然に培われた高松固有の景観を構成しています。

<特徴的な外観の建造物>

▼香川県庁



▼香川県立体育館



▼サンクリスタル高松



▼丸亀町ドーム



<パブリックアート>

▼戯曲「父帰る」像



▼モナリザの壁画



▼DAI TEMMA I



<大規模工作物>

▼宮脇書店総本店の観覧車



<眺望、展望>

▼海から見たサンポート高松



▼峰山道から見た市街地と屋島



▼石清尾ふれあいの森から見た屋島



■都市

<ランドマーク>

▼サンポート高松



<工業地>

▼朝日町臨海工業地域



<住宅地>

▼屋島西町



<市街地>

▼中央通り



▼丸亀町ガーデンテラス



▼丸亀町商店街



▼北浜アリー



<交通施設>

▼高松港



▼高松空港



<沿道>

▼市役所前通り



▼レインボーロード



<公園・緑地>

▼瀬戸内緑地



▼高松市中央公園



<樹木>

▼大石さんのムクノキ  
(市天然記念物)



▼峰山の桜



■農山村

<農地と農山漁村集落>

▼五剣山と田園の風景



▼東谷の棚田



▼惣天満茶畑



▼庵治漁港



<樹木>

▼岩部八幡神社のイチョウ  
(県天然記念物)



<特徴的な外観の建造物>

▼庵治町役場



▼内場ダム



▼香南アグリーム



■島しょ部

<島しょ部の集落>

▼女木島オオテ



▼男木島の集落石垣



<特徴的な外観の建造物>

▼高松市鬼ヶ島おにの館



▼男木島灯台資料館





◆歴史的な景観

豊かな歴史性を備える景観

- ・温暖な気候や瀬戸内海に面する地理的条件などから、本市は、鎌倉時代「大覚寺」の荘園となっところから開け始め、漁業や瀬戸内海交易の拠点として栄え、天正 16 (1588) 年豊臣秀吉の家臣、生駒親正が玉藻浦に居城を築き、高松城と名付けたことがこの地名の由来といわれており、生駒 4 代 54 年、松平 11 代 220 年を通じて城下町として、本州との交流拠点として港と共に発展してきました。その結果、多くの史跡・名勝が残されています。
- ・また、空海が修行したといわれる聖地への巡拝が行われるようになり、その後、四国八十八箇所霊場の札所を巡る遍路が定着しました。市内にも霊場 5 か所があります。
- ・さらに、交流の舞台となった街道も、金毘羅街道は、土佐・伊予と讃岐をつなぐ主要街道として栄えたほか、仏生山街道などに往時を偲ぶ歴史的な街並みがあります。
- ・明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、近代化の道を歩んできた近代遺産も多く点在しています。

■史跡、名勝

<史跡、名勝>

▼栗林公園



▼玉藻公園・高松城址



▼讃岐国分寺跡



▼下司廃寺跡と清光神社



■寺社

<寺社>

▼屋島寺 (84 番札所)



▼根香寺 (82 番札所)



▼一宮寺 (83 番札所)



▼八栗寺 (85 番札所)



▼冠櫻神社



▼日抱神社



▼春日神社



▼川東八幡神社



■町並み、街道

<歴史的な町並み>

▼四国民家博物館(農村歌舞伎)



▼香西の町並み



▼仏生山の町並み



▼女木島・男木島の伝統的集落



<街道>

▼仏生山歴史街道



■歴史的建造物、構造物

<歴史的建造物、構造物(文化財)>

▼小比賀家住宅(国重文)



▼旧河野家住宅(国重文)



▼旧下木家住宅(国重文)



▼高松城(国重文)



▼石舟のアーチ橋(国登録)



▼天満屋呉服店(国登録)



▼料亭二蝶(国登録)



▼国分寺北部小学校校門(市指定)



<歴史的建造物、構造物(その他)>

▼男木島灯台



▼女木島オオテ



▼亀井戸跡





◆文化的な景観

暮らしとともにある豊富な文化的な景観

- ・ 四国八十八箇所霊場とともに、中世に仏教が盛んであったことを反映して、仏教文化関係に優れた景観資源が多く見られます。
- ・ また、農耕や漁労、地域固有の伝統工芸など、生活の中から生まれた産業が受け継がれています。
- ・ 降雨が少なく長大な河川がないため、数多くのため池が築造されるとともに、農業の豊作を祝う祭りや海の安全を祈願する行事など、地域特有の祭礼が各地に残っています。
- ・ 豊かな自然に育まれた讃岐うどんや海産物などの特有の食文化があります。

■信仰上の活動から生まれた文化

<四国八十八箇所霊場の遍路等>

▼経納の丘 (井原神社)



▼四国八十八箇所霊場の遍路 (一括)



■生活から生まれた文化

<特徴ある農地>

▼惣天満茶畑



▼鬼無の盆栽畑



<地場産業>

▼塩江温泉郷



<その他>

▼鬼無盆栽通り



▼いただきさん



■風土や歴史性から生まれた文化

<ため池>

▼平池



▼松尾池



▼御厩池



▼奈良須池



<その他>

▼女木島オオテ



▼桃太郎伝説



■現代の祭り、イベント

<現代の祭り、イベント>

▼さぬき高松まつり



▼仏生山大名行列



▼石あかりロード



▼片原町の朝市



■伝統的な祭り、伝統芸能

<伝統的な祭り、伝統芸能>

▼ひょうげ祭り(無形民俗)



▼才田岩陰獅子舞(無形民俗)



▼石切り唄(無形民俗)



▼田井の子供神相撲(無形民俗)



▼庵治の船祭り(無形民俗)





2-02

高松市固有の景観構造

▼景観構造

地形や風土、歴史、文化、産業等を背景とした数多くの景観要素を踏まえ、本市の景観構造は、大きく4つのゾーンから形成されているとして、景観構造を整理します。

◆瀬戸内海景観ゾーン

- ・穏やかで美しい瀬戸内海、そこに浮かぶ緑豊かな島々、海の背景にそびえる屋島や五色台の山なみなどからなる美しい景観が形成されているエリアです。
- ・庵治地区の湊町や高松港のフェリーターミナル等、今も昔も変わらない海とともにある暮らしを感じさせる景観が見られるとともに、サンポート高松など、臨海部では海辺を楽しむ視点場も多く整備されています。



サンポート高松から瀬戸内海への眺め

庵治町地区

◆市街地景観ゾーン

- ・高松城下町を基盤に香川県の中核を担う県庁所在都市として発展・形成されてきた市街地の景観が形成されているエリアです。
- ・市街地内には、臨海部の工業地域から都心の商業地域、ゆとりと潤いある住宅地など、多様な景観が見られます。



高松の市街地

緑豊かな街路樹とまちなみ

◆田園居住景観ゾーン

- ・瀬戸内海へ向けて緩やかに傾斜する広々とした讃岐平野の中、先人達の英知を感じさせる多くのため池と農地、集落と里山からなるふるさとも感じさせる田園景観が形成されているエリアです。
- ・近年、住宅地開発も多く見られ、ため池周辺の景観に変化が見られます。



ため池と集落

広がりある農地

◆讃岐山脈景観ゾーン

- ・讃岐地域と阿波地域を隔てる讃岐山脈として、緑豊かな樹林地からなる美しい自然景観が形成されているエリアです。
- ・棚田や茶畑など山間地での生業の景観も見られるとともに、伝統ある湯治場で“高松の奥座敷”として親しまれる塩江温泉郷では、香東川上流の清流と山々からなる自然に抱かれる特徴ある景観が見られます。



竜王山の山なみ



惣天満の茶畑





## 2-03

## 美しいまちづくりに向けた課題と取組事例

## (1) 景観形成に関する本市の課題と他都市の取組事例

「美しいまちづくり」の実現に向けて、「景観形成」の観点から取組が必要であると考えられる課題について整理します。

## ◆ 県都にふさわしい秩序とまとまりある市街地景観の形成への課題

高松市全域に係る課題

- 本市の市街地は、瀬戸内海に面し、讃岐平野の広々とした平地に形成されていることから、海や船からの眺望や高台等に整備された視点場から、俯瞰（ふかん）される機会が多いのが特徴です。
- 屋島や五色台などからの眺望では、市街地全体を一つの群としての景観を楽しむことができます。市街地では様々な用途や形態の建物が建つことを前提としつつ、全体としての秩序とまとまり感を感じさせる美しい景観形成に向け、建築物や工作物等の色彩やデザインの向上を促すための一定のルールを構築し、共有していくことが必要です。
- また、市民だけでなく、本市を訪れる多くの人々が「高松らしさ」を感じられる景観を楽しむことが出来るよう、特徴ある眺望景観の保全・形成に向けたコントロールや視点場の整備が必要です。

⇒事例1

- 市街地では、良好な景観や住環境を享受するために高層マンション等の新たな開発が相次ぐことも見られます。新たな建築・開発行為が本来、地域が持っている良好な景観を乱すことになる場合も多く、特に栗林公園周辺などの景観形成を図るためには、このような行為に対して、地域の景観と調和した形態・意匠等の配慮を求める規制・誘導が必要です。

⇒事例2

- また、活発な産業活動に伴い、多くの屋外広告物が設置されています。特に、国道11・193号を始めとする市内の主要な幹線道路沿道では、商業施設等の立地に伴い、大規模かつ派手な屋外広告物が見られ、沿道の景観が猥雑なものとなっており、その形態やデザイン等についても、一定のルールに基づく秩序とまとまりある景観が創出されるよう規制・誘導が必要です。

⇒事例3

## ◆ 高松らしさを印象づける魅力あるまちなみの創出への課題

特定の地区に係る課題

- 本市への玄関口であるJR高松駅や高松港周辺などの拠点となる地区や、主要な幹線道路沿道および、鉄道沿線のまちなみは、多くの人々が日常生活における移動や活動とともに目にする景観です。
- 中央通りは本市のシンボル通りとして、緑豊かな楠の街路樹による景観が印象的である一方、沿道に建ち並ぶビル群による統一感の景観は乏しく、歩道を歩く人の目線からの連続した景観形成への配慮が求められます。
- また、本市は、海上交通の要衝として栄えた歴史・文化を背景に、中心市街地が瀬戸内海に面し

て形成されており、海に開けた都市は本市を印象づける重要な要素でありながら、市街地内において海を身近に感じられる景観はあまり多くはありません。地理的・歴史的特徴を生かした都市の魅力高める景観形成が求められます。

⇒事例4

- このような本市を印象づけるポテンシャルのある空間において、多くの人々が快適さや魅力を感じることが、まちへの愛着や誇りを育むとともに、地域活力の創出にもつながり、また来訪者への本市を印象づける魅力となります。
- 高松らしさを印象づけ、魅力と活力を育むためには、市民・事業者・行政がビジョンを共有し、一定のルールに基づく、魅力ある空間づくりが必要です。
- 仏生山地区や庵治港周辺地区では、伝統的な建築様式による建物を始めとした風情ある景観が残る一方、個々の建物の建替えに伴い、地区として醸し出す風情ある佇まいが失われつつあることから、地区住民が地域の魅力を継承していくための一定のルールづくりが求められます。

⇒事例5

## ◆ 自然や風土、文化に育まれた景観の継承に向けた課題

自然・歴史・文化に係る課題

- 島しょ部や山間地では、瀬戸内海や讃岐山脈の豊かな自然に抱かれ、自然に寄り添いながら育まれた人々の暮らしとともにある地域固有の文化的な景観が見られる一方、生活スタイルの変化や過疎・高齢化等に伴い、これらの景観も変化を余儀なくされています。
- 特に、山地・丘陵地を始めとした樹林地では、適切な間伐等による維持・管理が行われなまま放置された荒廃林や竹やぶの増加が見られます。山林による自然環境は、営々と人間の手を入れながら維持・管理されてきたことを踏まえ、農山村だけではなく、都市全体としての自然景観の保全に向けた取組や仕組みづくりが求められています。
- また、雨の少ない気候・風土の中、持続的な田園環境を支える伝統的な仕組みとして、山裾を中心に数多く整備されてきたため池のある田園景観は、本市を含む香川県固有の景観である一方、住宅地の開発等による市街化の進展に伴い農地が減少し、住宅と農地が混在する田園景観が見られるなど、これら讃岐平野固有の田園景観が変化しています。
- 自然とともに生きてきた先人達が形成してきたこれらの景観を次世代へ継承することが求められることから、それらを支える取組が必要です。

⇒事例5(再掲)

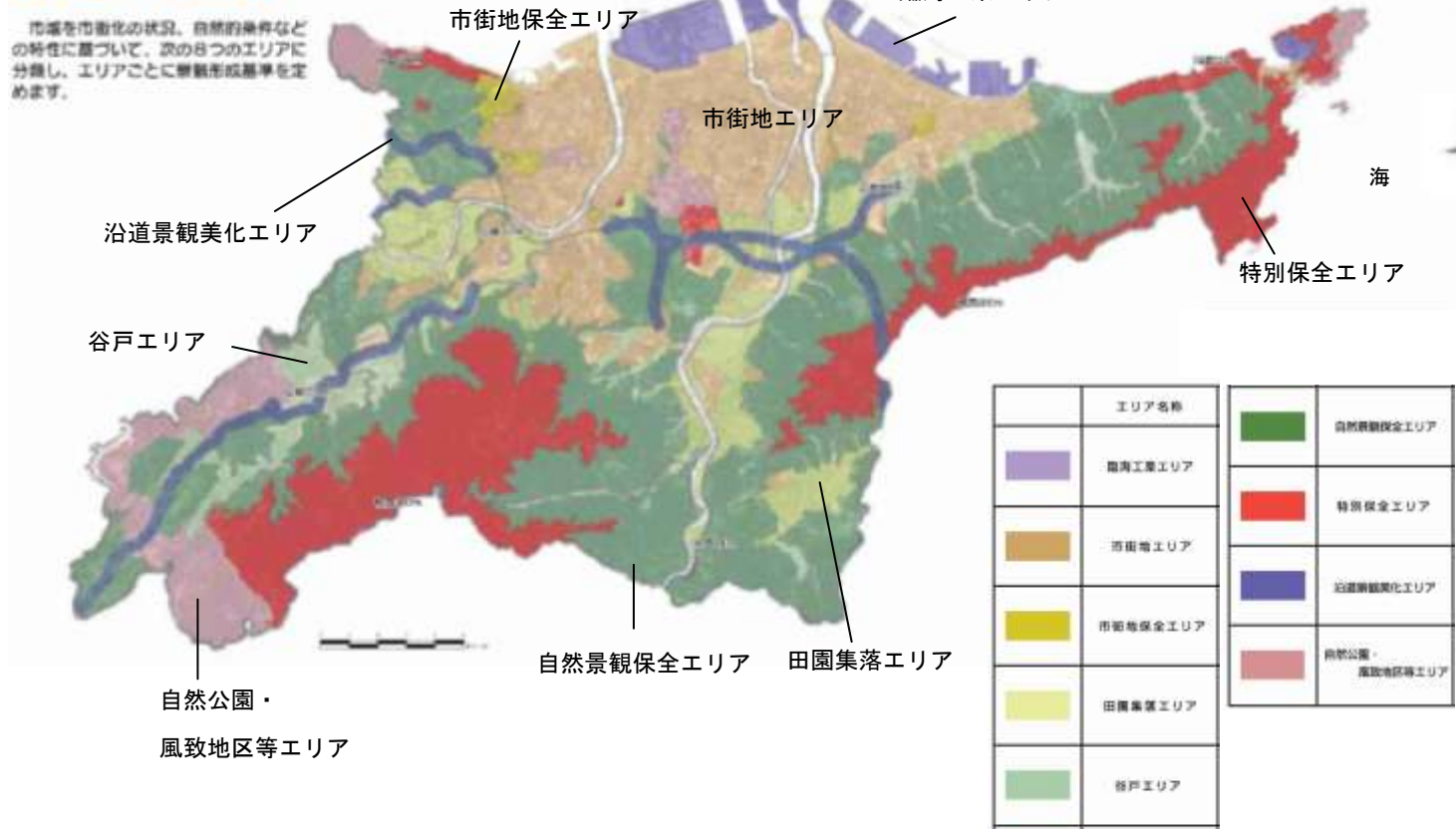


事例1	形態・意匠・色彩誘導による景観形成
大分市	<景観計画による自然と都市が調和した景観形成>

- ▼対象地 大分市
- ▼手法 景観法に基づく景観計画（H18.9策定、H21.4改定）
- ▼概要 北に別府湾を介して瀬戸内海に面し、三方を山々に囲まれた地勢構造をベースに、北から南にかけて、臨海工業地域、市街地、田園、山地・丘陵地と連続する景観構造を有する人口50万弱の都市。平成17年には県都である大分市に、隣接する佐賀関町と野津原町が編入され、現在の行政区域となる。  
大分市を特徴づける景観特性をふまえ、「“みどりの背景”の保全」「河川軸を活かした景観形成」「シークエンス景観を意識した景観の形成」「固有の景観をつくる／まもる／はぐくむ」からなる4つの視点からなる方針を定め、景観形成に取り組んでいる。
- ▼区域設定 市全域（※ただし、届出対象となる行為は原則として大規模なものに限定）
- ▼規制内容 建築物の建築、工作物の建設、開発行為、特定照明の設置等に対して、一定のルールに基づく指導を実施。市内を「臨海工業エリア」「市街地エリア」「市街地保全エリア」「田園エリア」「谷戸エリア」「自然景観保全エリア」「特別保全エリア」「沿道景観美化エリア」の8つに区分し、それぞれに景観形成基準およびマンセル値による色彩基準が定められている。

▼景観形成基準（内容：抜粋）

景観エリア区分図



景観エリア区分図

### 1. 良好な自然景観の保全

本市の景観は、良好な自然的景観要素によってその質が保たれている現状にあります。  
野津原・佐賀関地域など郊外に広がる良好な自然景観や農村・農村景観、市街地周辺の丘陵・斜面に残る緑等、すばらしい良好な自然景観の保全を図ります。

### 2. 景観軸・景観ネットワークの構築

景観形成の取り組みを全市一丸となって推進していくためには、本市の景観イメージを共有のものとして市の内外に共通する必要があります。本市の種となる景観形成を積極的に図る拠点と、また市街を成す山並みへの市民が認める視点からの眺望景観の保全、市域を結ぶ交通動線沿線及び周辺地域の景観整備を通じ、本市の良好な景観イメージの明確化を図ります。

### 3. 自然景観と調和した風情あるまちづくり

自然景観が市の内外から一定の評価を受けている一方で、市街地は評価が低い状況にあります。良好な自然景観に囲まれた景観として魅力の向上を図り、そこに暮らす人々が愛護し、豊かに暮らせる風情あるまちの形成を目指します。

景観計画に掲げる「景観形成の目標」

### 1. 建築物

**1-1** 既存の樹木・地形その他景観的特徴を活かした配置に努める。  
既存の樹木や地形の配りなどがある場合は、その景観的特徴を活かして建築物の配置を行うように努めます。

**1-2** 眺望点から眺望などの眺望に配慮した配置および形状とするように努めるとともに、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。  
マンションや商業施設、工場などの建築物において、階数が多いものや高さが高いことにより、背後の山々の自然景観などの眺望をさえぎる場合があります。

**1-3** 建築物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感の軽減に努める。  
建築物が景観上いくつかの塊に見えるように計画上の工夫を行う(分節)または壁つきの壁に付けて配置する(分棟)などとして、周辺への景観上の影響の軽減に努めます。

**1-4** 柵・塀などを設ける場合や植栽を行う場合には、地域の景観や周辺の樹木との調和が図られることとする。  
柵や塀を生草や可塑性のフェンスなどにするなどによって、周辺の生活などとの調和が図られるように配慮します。住宅地で多くの住宅が連続して植栽されている場合に、対象樹等の種類が異なるものを連続することは避けることが望まれます。

**1-5** 屋外駐車場は、外立面や内部の積極的な緑化に努めること。  
屋外駐車場は、積極的に駐車場の緑化を行います。

建築物における景観形成ガイドライン

景観形成ガイドラインのエリア区分	色彩ガイドラインのゾーン区分	ゾーンの色彩景観の主な特徴
臨海工業エリア	臨海工業色彩ゾーン	臨海工業地区の埋め立てによる工業地や佐賀関の工業地。海辺の明るく開放的な景観を背景に、塗装色を活かしたダイナミックな色彩景観が形成されている。
市街地エリア	まちな色彩ゾーン	市街地区域を包含する広範なゾーン。建築物等の用途や規模が多様であり、それを反映して建築物の色彩にも多様性が見られるが、全般的には、暖色系色相の中・低彩度色が基調となっている。
市街地保全エリア	みどりの色彩ゾーン	様式の新旧はあるものの全般的に低層の住居系建築物が基本となるゾーン。木材や石材などの自然素材やそれに類似した暖色系の低彩度色が建築物の基調となっている。
田園集落エリア		
谷戸エリア		
自然景観保全エリア		
特別保全エリア		
自然公園・風致地区等エリア	ベースとなっているエリアが属するゾーン	幹線道路沿道のエリアであり、場所ごとに景観の様相が異なることから、エリア区分図上で下地となっている地区の基準に合わせて誘導を図る。
沿道景観美化エリア		

色彩ガイドラインのエリア区分



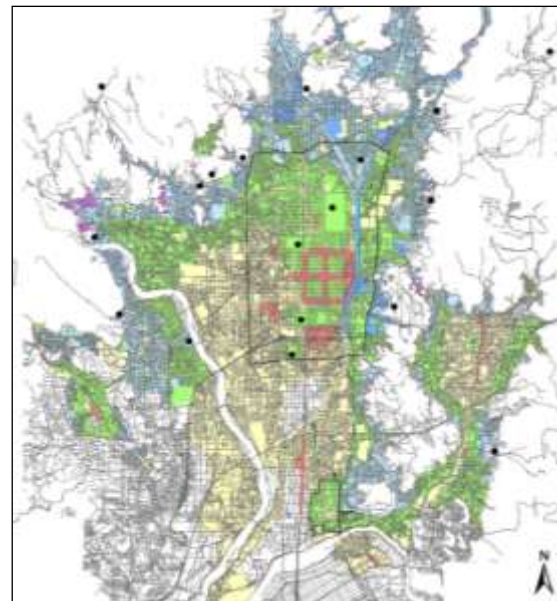
例：臨海工業色彩ゾーンの基準

(出典：「大分市景観計画」および「大分市景観形成ガイドライン」)



**事例2 秩序とまとまるある市街地景観の形成**  
 京都市 <市街地全体での高さのバランスをふまえた高度地区の指定により、建築物の高さを制限する>

- ▼対象地 市街化区域全域
- ▼手法 都市計画法に基づく高度地区+風致地区
- ▼概要 眺望景観保全制度と同様に、平成18年11月景観づくり審議会により、緊急の課題である「高さのあり方」の1つとして提言を受け、土地利用制度である用途地域と一律に連動してきたこれまでの11段階での高さの制限について、土地利用のみではなく、都市全体としての高さのバランスのとれた景観形成を行うため、きめ細やかな高さの最高限度の設定を実施（用途地域と一律に連動した既存高度地区の見直し）。  
また、これに合わせて風致地区による高さの規定も一部、見直しを実施。
- ▼区域設定 市街化区域全域
- ▼規制内容 京都の商業・業務の中心地区である都心部の建築物について一定の高さを認め、この都心部から三方の山裾に行くに従って、次第に高さの最高限度を低減させる。中高層建築物において、勾配屋根による良好な景観形成を促進するため、12mと15m高度地区では、屋根分の高さを緩和する基準を設定。
- ▼高さの制限（改正ポイントと基準）



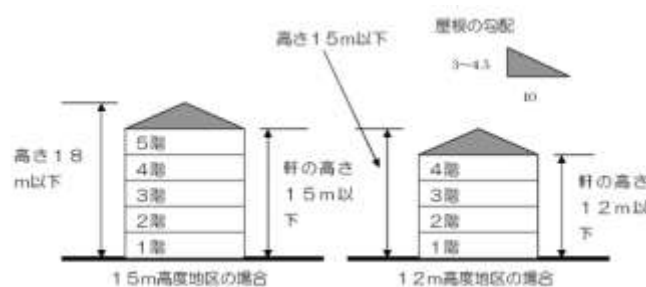
指定区域図

**【高さ規制（見直し）の視点】**

- ①用途地域と連動して一律に定められている現行の高さ規制のあり方を見直し、土地利用と景観形成の双方に配慮しつつ、きめ細やかにその最高限度を設定。
- ②世界遺産周辺、良好な低層の住宅地、京町家等の歴史的な建造物が多く存在する地区など地域の景観特性や市街地環境の特性を勘案して、高さの最高限度を引き下げ。
- ③隣接する地区間での極端な高さの格差は、景観や住環境に影響を及ぼすおそれがあるため、良好な低層の住宅地、京町家等の歴史的な建造物が多く存在する地区などの隣接地区において、高さの格差を低減。
- ④市街化区域内で高さ規制を行っていない工業系地域についても、土地利用と景観形成の双方に配慮し、高さの最高限度を設定。

**【高さの基準】**

- 風致地区による高さ規制  
…8m、10m、12m、15mの4段階の規制  
（上記の視点に基づき、一部の地区で、15m→12m、12m→10mに引き下げ）
- 高度地区による高さ規制  
…10m、12m、15m、20m、25m、31mの6段階の規制  
（45mを廃止。12m、25mを追加し、上記視点に基づき、見直しを実施。工業系地域への導入）
- 12m、15m高度地区では勾配屋根設置に対する緩和措置（左図参照）。



勾配屋根建築物の高さの緩和策

（出典：京都市ホームページ）

**事例3 屋外広告物に対する色彩規制による景観形成**  
 小田原市 <地域の景観に調和した屋外広告物のデザイン誘導>

- ▼対象地 小田原城周辺地区
- ▼手法 景観計画+屋外広告物条例
- ▼概要 小田原市では、平成17年に景観計画を策定し、全市において良好な景観形成への取組を開始（平成21年改正）。中でも、景観形成上、重要な地区を重点区域と定め、きめ細やかな景観形成を推進。  
特に、小田原市のシンボリックな歴史資源である小田原城周辺地区では、建築物等だけでなく、屋外広告物の色彩について歴史的・文化的イメージと調和した景観形成への配慮を求めている。なお、同様の重点区域は小田原駅周辺や主要幹線沿いなど、5地区が設定されている。
- ▼規制内容 規模等は、1広告主のサイズを規定するとともに、全体の大きさは建物とのバランスを元に高さや面積等の基準を設定。合わせて、色彩については、マンセル値を用いて、許容できる色彩の範囲を明度・彩度として数値で設定。また、色彩景観の手引きにより、デザイン提案等の事例も提示して、地域の景観と調和した屋外広告物のデザインを誘導。また、自動販売機の外装についても色彩基準を定めている。

▼屋外広告物の色彩規制の内容

屋外広告物・日よけテントの色彩

制限の考え方

小田原城がもつ歴史的・文化的イメージと調和した景観を形成するために、屋外広告物の地色<sup>※1</sup>及び日よけテントは、落ち着きと風格のある穏やかな色調を用いるよう誘導を図ります。

<sup>※1</sup>文字以外の部分をさします。面積全体の1/3以内の範囲内で用いる色彩には制限がありません。



対象部位	色相	明度	彩度
屋外広告物の地色 日よけテント	0.1R~10R	制限なし	5以下とする
	0.1YR~5Y	制限なし	6以下とする
	5.1Y~10G, 0.1PB~10RP	制限なし	4以下とする
	0.1BG~10B	制限なし	3以下とする

※カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなします。  
 ※和風の意匠によるのれん、日よけ幕については、1色に限り上記範囲外の色彩を用いることができます。

屋外広告物の色彩デザイン提案…小田原城址の雰囲気を受け継いだ風格のある広告景観をめざして

× 原案  
地色に高彩度色を用いており、小田原城や周辺の緑よりも目立つ存在となっています。屋外広告物も歴史的なまちなみをかたちづくる資源のひとつとして捉え直し、色彩や素材・表現などを工夫することにより、小田原のまちを訪れる人たちに、歴史的・文化的なイメージを伝えましょう。

○ 中彩度色を活かした表現  
原色ではなく中彩度色を用いると藍染めや草木染めなど伝統的な色彩表現と共通性が生まれます。

○ モノクローム表現  
白地に黒やこげ茶を用いると、墨文字とも共通する風格のある色彩表現になります。

○ 素材色を活かした表現  
木材や布などの自然素材を活かすと城下町らしい風情のある表現ができます。

○ 表現全体の工夫  
袖看板や壁面看板でなく、日よけ幕や木彫の雨戸など表現自体を工夫すると城下町らしさが増します。

色彩景観の考え方

建築物等の外壁：現在のまちなみの基調となっているY18(黄赤)系、Y(黄)系の色相を基本とし、落ち着いた低彩度色でまとめます。  
 建築物等の屋根：城址公園等の緑と調和した風格のある景観を形成するため、低彩度かつ低明度色でまとめます。  
 屋外広告物、日よけテント等：落ち着きと風格のある穏やかな色調を用います。  
 自動販売機：指定色(SY7.5/1.5)で統一します。



小田原城周辺地区における屋外広告物の色彩基準  
 （出典：小田原市色彩景観の手引き）



**事例4 都市を印象的づける景観形成**  
**横浜市** <臨海部を活かした地区全体でのまとまりある景観を誘導する>

- ▼対象地 関内地区
- ▼手法 (市独自)市街地環境設計制度における景観に関する指針(関内地区ガイドライン)
- ▼概要 横浜の都心にふさわしく、また「ミナト横濱」の地勢を活かした潤いのある環境の創造や歴史的な建造物の保全活用による新たな文化の発信を通じて個性を強化することを目指し、地元関係団体・専門家等による「関内都市景観検討会」を開催し、地区ガイドラインとしてまとめられている。
- ▼区域設定 横浜の都心部にふさわしいまちづくりを進める区域
- ▼規制内容 9つの行動指針を策定し、一体的なまちづくりの方針としてガイドラインを策定。これに基づき、個々の建築行為における配慮や公共空間の整備等が進められる。

▼ガイドライン(抜粋)



関内地区区域図

【行為指針】

- ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する
- 通りの低層部を設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
- 人々に交流を促す快適な広場状空気を創出する
- 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
- 関内地区の街並みの特徴を生かす
- ミナト横濱の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
- 中層、高層の建物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
- 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるように工夫する
- 関内地区の新しい魅力を創造する

具体的な配慮事項(例)

指針4

緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する

○目標

通りごとの特性を考え、四季折々の潤いを感じる緑の演出や、港を身近に感じる空間の演出を行う。

- 公共空間の緑を補完し、更なる魅力アップを実現できるよう、敷地内を積極的に緑化しましょう。
- 快適な都心居住・就業のための環境づくりを実現するため、緑化面積を増やしましょう。
- 港、河川への親水性を向上させ、水際線の歩行者空間ネットワークを形成しましょう。

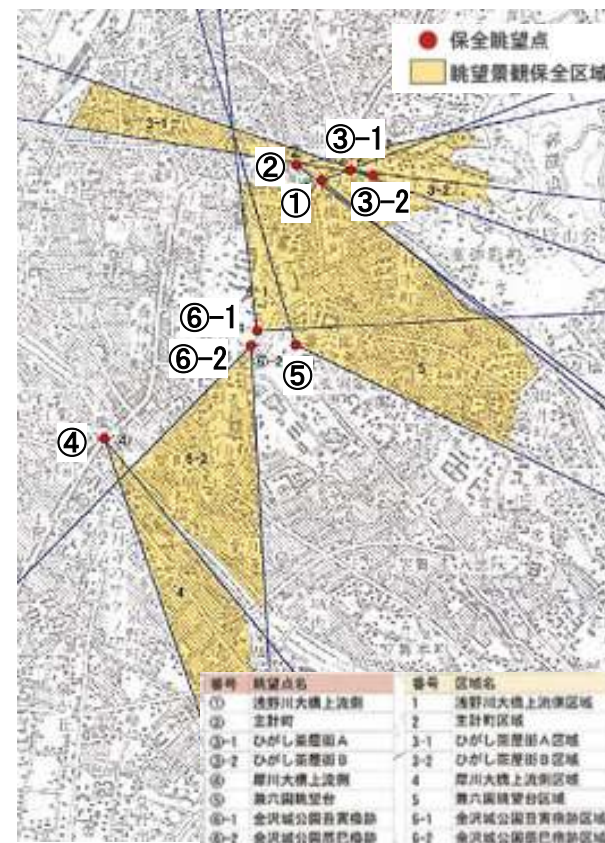


(出典：横浜市ホームページ)

**事例5 地域固有の歴史・文化を継承する景観形成**  
**金沢市** <伝統環境の保存と美しい眺望景観の保全・形成に向けた規制を導入する>

- ▼対象地 市街地内における主要眺望点
- ▼手法 「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」に基づく眺望景観保全区域の指定と規制の適用
- ▼概要 金沢市制100周年に当たり、金沢のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを後代の市民に引き継いでいくことが決意され、条例を制定。美しい景観の形成を進めるため、憩いとやすらぎをもたらす場所として多くの市民に親しまれ、かつ特に眺望が優れていると認められる地点を保全眺望点として指定(8ヶ所)。その視点場からの眺望景観を保全する為の区域を定め、各区域の保全の方針に基づいた景観形成を誘導。事前協議の際に、景観自己診断として、どのような配慮を行ったかについて記載するとともに、建築物が建築された場合におけるシミュレーションについて、写真を用いて提示する必要がある。
- ▼区域設定 保全眺望点からの眺望を保全するために必要な土地の区域を眺望景観保全区域として、指定。眺望点からの視界の広がりに基づき、各区域を設定。
- ▼規制内容 景観に影響を与える中高層建築物(高さ10mを超える建築物。ただし、商業系・工業系用途地域の一部では15m)が誘導の対象。各区域ごとに、景観保全の方針を定め、その実現にむけ「建築物の高さ」「形態」「色彩」などについて、眺望点からの見え方を阻害しないことをそれぞれ基準を定め、誘導を実施。

▼眺望保全区域と誘導基準(例)



眺望保全点と眺望景観保全区域



浅野川大橋上流区域と浅野川大橋上流部からの眺望景観

地区ごとの保全基準(一部抜粋)

- …例：①浅野川大橋上流区域  
(眺望点：浅野川大橋上流部)
- ・保全方針…浅野川の清流や河畔の親水空間、緑豊かな卯辰山などの情緒ある落ち着いた景観とともに戸室山への遠望景観を保全する。
- ▽建築物等について
- ・高さ…浅野川大橋からの卯辰山稜線への見通しを確保するように努める。
- ・形態…勾配屋根を基調とし、周辺の街並みや自然環境と調和した形態とする。
- ・色彩…伝統的建築物の色に準じた茶、グレーを基調とし、周辺の自然環境に融和するような色彩とする。
- ※同様に、広告物の「高さ」「意匠等」、設備での配慮、緑化への配慮を求める基準を定めている

(出典：金沢市ホームページ)



(2) 環境美化に関する本市の課題と他都市の取組事例

「美しいまちづくり」の実現に向けて、「環境美化」の観点から取組が必要であると考えられる課題について整理します。

◆ 水と緑の豊かな都市環境の保全・形成への課題

- ・本市は、美しい瀬戸内海や河川、ため池等の水環境、讃岐山脈や里山等の緑環境など、水と緑からなる豊かな自然の恵みを身近に感じられる都市環境を有し、この豊かな自然は多様な生物の生息環境でもあります。
- ・自然はただそこにあるのではなく、多くの人々の維持・管理により保たれていることを踏まえ、自然と共に生きる都市として、適切な維持・管理による自然環境の保全に努める必要があります。
- ・また、市街地内における緑化の推進等による地球温暖化対策やヒートアイランドの緩和に向けた都市環境の形成が求められます。

⇒事例6

◆ 快適で清潔な都市環境の形成への課題

- ・道路や公園を始めとする公共施設は、不特定対数の人々が利用する“公共空間”であり、多くの人々が快適に利用できるように清潔な都市環境を保持していくためには、市民一人ひとりの意識醸成と行動が不可欠です。
- ・本市では、中心市街地における喫煙禁止区域の設定や、空き缶やたばこの吸殻等の散乱防止に向けた取組、また市民等による美化活動や不法投棄パトロール等に取り組んでおり、誰もが快適に暮らすことのできる清潔な都市環境の形成に向け、市民一人ひとりの意識向上を図るとともに、個人レベルから地域や活動団体等まで、多様な主体による環境美化の実現に向け、より一層の取組の充実が必要です。

⇒事例7・8

事例6	都市環境への取組
名古屋市	<緑化の誘導によるまちなかの緑の創出とヒートアイランドの緩和>

- ▼対象地 名古屋市
- ▼手法 奨励モデル型建築物等緑化助成制度：大規模事業所  
名古屋緑化基金建築物等緑化助成制度：個人用住宅や事業所等（助成制度での緑化促進）
- ▼概要 ヒートアイランド現象の緩和や、良好な景観・快適な都市環境の形成を図るため、新築の事業用建物で、規模が大きく、モデル性の高い屋上緑化・壁面緑化等を施工する住民、事業者等に対し、財政的な支援制度を設置。

▼施工事例



大規模な事業所における屋上緑化の例  
(奨励モデル型建築物)



個人住宅における屋上緑化の例  
(緑化基金建築物等)

(出典：名古屋市ホームページ)

事例7	市民によるまち美化の取組
大分市	<イベント的な市民いっせいごみ拾いによる意識啓発>

- ▼対象地 大分市全域
- ▼活動名 「市民いっせいごみ拾い」
- ▼活動概要 平成17年より、市民による市内のいっせい美化の活動を開始。早朝の1時間ほど、自宅の周りで清掃活動をし、日本一きれいなまちを目指すことを目的としている。ごみ拾いは自治会ごとに時間を決めて実施し、散乱ごみや刈り取った雑草など、午前9時まで所定の場所に持ち込んだごみを市が収集する。

事例8	市民・事業者が主体の環境美化活動
矢部川をつなぐ会	<河川の流域環境の保全に向けた実践的活動>

- ▼対象地 福岡県筑後地域（矢部川流域）
- ▼活動名 「ゴミいっせい調査」
- ▼概要 矢部川の水の恵みに感謝し、その恵みを次世代へ継承することを目的に、矢部川流域で活動する団体・企業・行政によるネットワークとして、「矢部川をつなぐ会」を形成。実践活動として、年に一度、矢部川流域の「ゴミいっせい調査」を実施し、調査結果をゴミマップとして作成するとともに、清掃活動を行い、ごみのない川づくりや水質の改善などに取り組む。

▼矢部川流域ゴミマップ



(出典：「矢部川流域景観計画(福岡県)」)



(3) 協働のまちづくりに関する本市の課題と他都市の取組事例

「美しいまちづくり」の実現に向けて、市民・事業者・行政の「協働のまちづくり」の観点から取組が必要であると考えられる課題について整理します。

◆ **美しいまちづくりに関する情報の一元化と効果的な情報発信に向けた課題**

- ・美しいまちづくりに関する情報は、多くの分野がその対象となるとともに、行政からの情報発信のみならず、市民や事業者、活動団体等による活動からも多くのことを知ることができます。まちに関する情報や活動を知ることから、まちづくりへの関心も高まり、多様な人々に対して、多様なレベルでの参加機会の提供にもつながります。
- ・美しいまちづくりに関する情報について、ポータルサイト等の活用により一元管理を行いながら、幅広い情報発信や、活動団体間での情報交換ができるなどの機会や場を提供するための仕組みやシステムの構築が必要です。

⇒事例9

◆ **市民意識の醸成と担い手となる人材育成に向けた課題**

- ・美しいまちづくりには、市民一人ひとりの意識の醸成が不可欠です。それには、自分達の住むまちへ関心をもち、活動の担い手となる継続的な人材育成の取組が必要です。
- ・子どもの頃から地域の歴史や文化を学んだり、清掃活動などの地域活動に参加するなど、学習や体験を通じたプログラムを用意するなど、景観や環境に対して日常生活の中で関心を育み、裾野の広い担い手育成につながる取組が必要です。
- ・また、美しいまちづくりへの関心の高い市民や事業者に対して、景観や環境に関する専門家等から専門的な知識や先進事例の情報などを提供する機会を設けるなどの取組により、地域のまちづくりにおけるリーダー育成につなげていくことが必要です。

⇒事例10

◆ **協働のまちづくりを支えるシステムの構築に向けた課題**

- ・協働のまちづくりには、美しいまちづくり活動に取り組む地域団体やNPO、事業者等による主体的な活動だけでなく、これらの活動に対して専門家を始めとした技術的支援や活動に対する財政的支援・協力のできるシステムがあることにより、官・民・専が連携した継続的な協働のまちづくりを支えることができます。そのためには、主体的な活動を行う市民に対し、支援が可能となるシステムの構築が必要です。

⇒事例11

- ・また、参加の必要性を感じていても、実際の継続的な参加にまで至らない多くの市民に対して、多様な関わり方による参加の機会を設けたり、地域の活力づくりにつながる取組の工夫が求められています。

事例9	情報の一元化と効果的な情報発信
宮城県	<景観情報や景観形成に関する制度やルールまで一元的な情報発信>

- ▼取り組み名 みやぎ景観ポータルサイト
- ▼概要 県民や事業者、NPOなどの各種団体にむけて、宮城県の景観形成に関する様々な情報等の提供を行う場として、景観ポータルサイトを整備。良好な景観地の写真による紹介から、フォーラム等に関する情報発信、風致地区や屋外広告物等の景観形成に関する規制内容まで、景観に関する内容について、一括して情報提供を実施。



(出典:宮城県ホームページ)

事例10	景観形成の意識啓発と人材育成
青森県	<小学生を対象にした景観学習教育>

- ▼対象地 青森県内の小学校（小学校4年生を対象）
- ▼活動名 景観学習教育プログラム
- ▼概要 これからの青森県を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成への意識をはぐくむことを目的に、景観アドバイザーなど景観の専門家等を講師として小学校へ派遣し、景観に関する授業を行う出前教室「景観学習教室」を実施。屋外観察など体験型の授業を行っていく体験学習型の人材育成プログラム。



副読本による授業の様子



好きな景観・嫌いな景観スケッチ



校外での景観観察

(出典:青森県ホームページ)

事例11	市民活動への専門家による技術的支援
吹田市	<景観アドバイザー派遣制度>

- ▼名称 景観アドバイザー派遣
- ▼対象団体 ①～③すべてに該当する団体から相談があった際、予算の範囲内でアドバイザーを派遣  
①市民10人以上で構成されている団体 ②主たる活動が吹田市内で行われる団体  
③営利及び宗教或いは政治を目的としない団体
- ▼対象事項 市民による主体的かつ継続的に行う景観まちづくり活動であって、①景観協定の締結及び運用、②景観形成地区指定への参画、③景観まちづくり活動団体の認定及び運用、④その他地域の景観まちづくり活動のうち、技術的支援の必要があると特に認めたもの、のいずれかを目的とした事項
- ▼助言内容 ①景観まちづくりの制度、手法等についての指導・助言、②景観まちづくりに関する技術的観点からの助言、③その他、市民主体の景観まちづくりに関する助言



3 美しいまちづくり基本計画策定等のスケジュールについて

事 項	平成22年度			平成23年度			
	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)
美しいまちづくり条例関係							
美しいまちづくり基本計画			基本計画告示 (3月末予定) ●				
1) はじめに	第1回審議内容 →						
2) 高松市で育まれた景観の特性と課題							
3) 美しいまちづくりの目標							
4) 美しいまちづくりの方針と取組	第2回審議内容 →						
5) 美しいまちづくりの推進に向けて							
美しいまちづくり基本計画(案)			第3回審議内容 →				
美しいまちづくり審議会	● 第1回審議会 (8/31)	● 第2回審議会 (11月予定)	● 第3回審議会 (1月予定)				
都市景観条例関係							
都市景観条例					条例改正 →		景観条例施行 (3月末予定) ◎
景観計画			景観計画検討(審議会3回予定) →			周知期間(6ヶ月間) →	
屋外広告物条例関係							
屋外広告物条例					条例改正(景観条例改正後) →		

**美しいまちづくり審議会 審議内容**

第1回：はじめに

- ・計画策定の背景・目的と位置づけ
- ・上位・関連計画と本市のこれまでの取組

高松市で育まれた景観の特性と課題

- ・高松市の景観要素
- ・高松市固有の景観構造
- ・美しいまちづくりに向けた課題と取組事例

第2回：美しいまちづくりの目標  
美しいまちづくりの方針および取組  
美しいまちづくりの推進に向けて

第3回：美しいまちづくり基本計画(案)について